

建産連ニュース

社団埼玉県建設産業団体連合会
法人

'91 / 4
No. 48

APRIL 15. MON



埼玉県の花「サクラソウ」：田島ヶ原(浦和市)の自生地

建産連の SLOGAN
活動指標

- 一、建設産業の果すべき社会的使命の重要性を自覚し、この事業を通じて県民福祉の増進に寄与する。
- 一、建設産業全体が連帶協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。
- 一、建設産業の経営体質の改善を図り、労働生産性の向上に努める。
- 一、総合工事業と専門工事業間の新しいパートナーシップを確立し、企業活動の活性化を図る。
- 一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

卷頭言

まち並み景観に想う

小川 清

県は昭和60年3月、21世紀に向けて魅力と風格をもった郷土埼玉を目標に快適な環境づくりを目指し、ユーアンドアイプランを発表しました。

私は、昭和50年代末期より、景観顕彰制度に興味をもちカメラを肩に多くの都市、リゾート地に資料集めの歩を運び都市景観形成の原点を探りながら、旅の楽しさを余暇に求めての行脚を始めました。ある町に行き住宅街区を歩いてみると、レンガ作り、丸い屋根、丸い窓、見方によっては立派な建物、見方によっては風変わりとも見える建物に出会いました。そして周囲に目をやるとそこには代々続いた木造の建物、周囲がガラスで囲まれたまるでオトギ話に出てくるようなビルが同居しています。町並みとしてとらえると、どうしても違和感を拭いきることができませんでした。

人々の価値観、ニーズが多様化するなかで、こんな風景が街のなかに表れるのは当然といえば当然のことでしょう。しかし、なんとも残念なことは、この風景を見るとき、そこに住む人達に心の安らぎと潤いが感じられるでしょうか、住まいは人々のオアシスの場であるはずです。

日本文化の象徴ともいえる、緑に囲まれた木造の家並みが整然と続く、そんな風景はどうでしょうか。そこには、精神的なもののみならず、さらに発展のための様々なインパクトも生まれることでしょう。

この町に来てよかったです、この町に住んでよかったですと言えるようなふるさと造りは現代の私達に課せられた使命でもあるでしょうし、これから大きな社会的課題でもあるでしょう。

この実現には大変な難しさ、数多くの障害があるのも事実です。しかし、なにかに向かって動かなければ、ことは起こりません。同時に大切なことは、まち並み景観作りは誰のためでもありません。県民、すなわちそこに住む住民のものだということです。言い替えれば行政とその住民が知恵をだしあって、現状にアレンジして夢のある新しい住環境を作り上げていくことが景観まち作りということになるのではないでしょうか。

幸い本県では昨年「埼玉県景観条例」が制定され、その道は開かれています。

私は、埼玉建築士会が、行政と住民の接点を探りだし、ふるさと景観街づくり役の一端を担えれば、いや担って行かなければと思う今日この頃です。

(筆者は埼玉建築士会会长)

建産連ニュース・目 次

表紙写真説明

田島ヶ原サクラソウ自生地（浦和市田島地先荒川河川敷）
大正9年7月17日国指定特別天然記念物に指定

昭和46年県の花に指定

(埼玉県広聴広報課提供)

●卷頭言	1
●平成3年度県当初予算の概況	3
●県内の鉄道新線計画とその概要	7
●「建設業における生産システム合理化指針」について	10
●「21世紀を展望した街づくり」 その38（和光市）	14
" 　　　　　　その39（日高町）	17
●事業報告	
(1) 平成3年新年賀詞交換会	19
(2) 建設業経営講習会（人材の有効活用）	19
(3) " (人事管理戦略)	20
(4) 先進技術施設等の見学（大林組技術研究所）	21
(5) 時局講演会（講師田久保忠衛杏林大教授）	23
(6) 学生を対象とした就職（進学）希望等に関する意識調査	25
●理事会・委員会報告	29
●告知板	
(1) 法定労働時間の短縮について	30
(2) 建築確認手数料、建築士免許手数料等の改正について	31
●企画シリーズ・県内史跡名勝めぐり(10)	
埼玉の天然記念物紹介（その4）	32
●建産連だより	
(1) 会員団体の動静	34
(2) 全国建産連の動き	38
●連合会日誌	39
財建設物価調査会県内広告	(33)

平成3年度県当初予算の概況

一般会計は1兆3,216億円

生活基盤整備に重点

県の平成3年度当初予算は、これまで県が21世紀に向って、均衡のとれた自立性の高い県土の形成を目指す各種大型プロジェクトのさらなる促進と、国の公共投資基本計画を踏まえた生活基盤の整備充実に力点をおいた積極型予算である。殊に一般会計では、対前年度当初比伸び率9.0%と、過去10年間で昭和63年度に次ぐ大きな伸び、なかんずく、県単独事業は前年度当初比14.3%と大きな伸びを示している。予算案の発表に際し畠知事は、「湾岸戦争で財政環境は一段と不透明になっている」としながらも、「将来を考えると、いま思い切ってやっておかないといけない」と述べ、21世紀を展望した予算編成であることを強調している。以下、平成3年度県当初予算の全容をまとめてみた。

(W)

予算の規模

県の平成3年度の当初予算は、一般会計が1兆3,216億6,200万円、前年度当初に比べ1,090億8,000万円の増であり、伸び率は9%、これは前年度当初の伸び率8.8%を上回り過去10年で2番目の高い伸び率である。

特別会計は、流域下水道ほか12会計を合わせて2,575億9,376万6,000円で、前年度当初比10.6%の増。企業会計は、水道用水供給事業ほか5会計を合わせて1,285億5,340万2,000円で、同じく前年度比10.9%の減である。

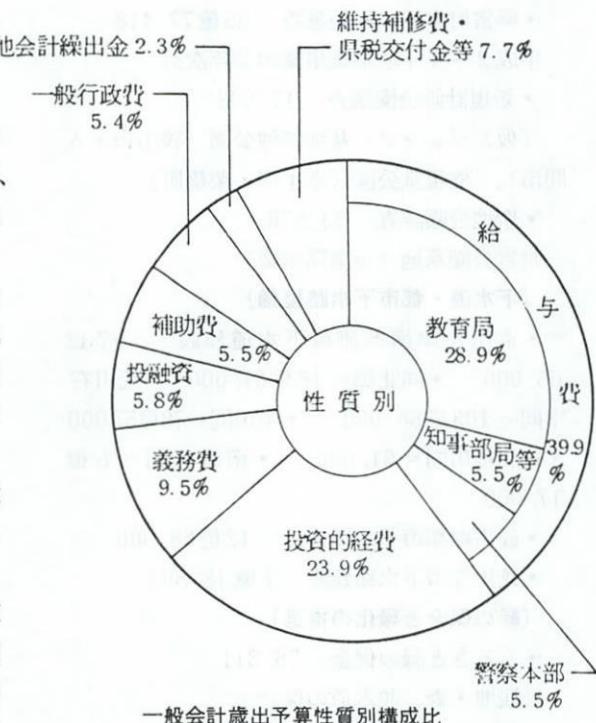
以上3会計を合わせた総額は1兆7,078億916万8,000円となり、前年度当初に比べ7.4%の増である。

なお、一般会計における投資的経費は、国庫補助事業が1,274億6,376万9,000円（前年同期比3.1%増）、直轄事業負担金313億9,093万5,000円（同6.6%減）、県費単独事業は1,577億7,154万5,000円（同14.3%増）の合せて3,166億2,624万9,000円であり、全予算額に占める割合は23.9%である（別掲の円グラフ参照）。

主な事業概要（単位・千円）

〔地域整備〕

- ・さいたま新都心 54億72,962



内訳、特定再開発事業（土地区画整理）=5億4,000、街路用地の買収=45億30,000、下水道整備1億13,000などの事業費を計上、域内の基盤整備を行う。

- ・秩父リゾート地域 31億33,037、
7月オープン予定の秩父ミューズパークの小音楽堂・野外劇場、スカイロードの建設。

- ・圏央道関連周辺整備計画策定 25,000
- 基本条件の調査等
- ・水辺都市づくり 97,000
- レイクタウン基本計画策定 越谷市・富士見市
- 〔公園・緑地の整備〕
 - 既設公園整備 27億10,300
 - 県営秋ヶ瀬公園他10公園の施設
 - ・(仮) 加須はなさき公園 28億88,218
 - プール施設等の整備
 - ・(仮) 所沢航空記念館建設 28億12,346
 - 平成2~4年度継続事業の2年次分
 - ・北本自然観察公園 5億61,935
 - 敷地造成、管理施設
 - ・県営射撃場・周辺施設 55億77,418
 - 平成2~4年度継続事業の2年次分
 - ・新規計画公園調査 17,063
 - (仮) ジョンソン基地跡地公園(狭山市・入間市)、権現堂公園(幸手市・栗橋町)
 - ・聖地公園調査 53,576
- 県営公園墓地(企業局事業)
- 〔下水道・都市下水路整備〕
 - ・荒川左岸南部流域下水道建設 = 107億65,000
 - ・同北部 = 16億01,000
 - ・荒川右岸同 = 103億58,000
 - ・中川同 = 78億57,000
 - ・古利根川同 = 91,000
 - ・市野川同 = 5億17,000
 - ・砂川堀都市下水路建設 12億68,000
 - ・芝川都市下水路建設 1億18,800
- 〔緑の保全と緑化の推進〕
 - ・ふるさと緑の保全 78,311
 - 景観地・森、並木道の保全
 - ・(仮) 緑の森博物館建設 32,811
 - 実施設計
 - ・見沼の保全 1億99,958
 - (仮) 見沼農業センター(助成)と水と緑のプロムナードの整備
 - ・(仮) 自然学習センターの建設 6億26,767
 - 北本自然観察公園
- 〔鉄道網の整備促進〕
- ・地下鉄7号線 3億09,956
- 第3セクターへの出資
 - ・常磐新線 1億32,611
- 第3セクターへの出資
 - ・秩父鉄道近代化設備補助 68,703
- 〔道路網の整備〕
 - ・道路改良・舗装 258億45,700
 - ・橋梁整備 5億76,000
 - ・道路・橋梁維持修繕 128億43,000
 - ・緊急地方道路整備 83億14,300
- 道路の改良・改築
 - ・道路台帳の整備 4億23,785
- 〔廃棄物対策の推進〕
 - ・廃棄物不法投棄の防止 19,033
 - 不法投棄物の一斉撤去
 - ・広域埋立処分場拡張 6億02,802
 - ・建設残土対策 40,125
- 調査及び首都圏建設資源高度化センターへの出資
- 〔交通事故防止対策〕
 - ・交通安全施設の整備 186億23,034
 - 歩道、自転車歩行者道の整備、信号機、標識等の整備他
- 〔消防防災対策〕
 - ・防災基地の整備 13,003
 - キャンプ朝霞跡地を対象に実施設計
 - (仮) 防災教育センターの建設 51,744
 - 吹上町に建設の実施設計
- 〔治水・治山対策〕
 - ・河川改修 375億79,561
 - 県単51河川、都市河川34箇所等
 - ・河川マリーナの整備 3億90,000
 - ・砂防 36億08,300
 - 対象211溪流
 - ・治山 22億97,143
 - 復旧治山34箇所、予防治山29箇所、小規模治山910箇所
 - ・地すべり、急傾斜地対策 3億53,200
 - 地すべり4箇所、急傾斜地12箇所
 - ・災害復旧 4億22,600

農業施設及び土木施設

〔住宅供給及び対策〕

- ・県営住宅建設 63億73,788

新規着工 600戸

- ・県営住宅建設 71億00,196

継続施工 678戸

- ・既設県営住宅改善 4億14,640

増築 112戸

- ・用地取得 106億57,624

公営住宅用地の先行取得等

- ・住宅建設資金融資 98億24,976

住宅の新築、増築、購入資金の貸付、対象戸数・新築等1,720戸、賃貸共同住宅50戸、地域優良木造住宅30戸。

〔水資源の確保〕

- ・ダム建設 80億65,700

合角ダム（秩父）、小森川ダム（都幾川村）

- ・見沼用水合理化 8億68,500

生活用水供用のため見沼代用水路の整備

〔医療・福祉対策〕

- ・障害者リハビリテーションセンター増築

78億60,291

19から120床へ増床

- ・あけお訓練棟建設 2億26,925

県立精神薄弱者援護施設S造1F 612m²

- ・（仮）循環器病センターの建設

1億87,815

実施設計に着手

- ・小児医療センターMRⅠ（核磁気共鳴断層診断装置）棟の建設 3億09,913

- ・県立北高等看護学院増築 16,533

地質調査、基本・実施設計に着手

〔農林業の振興〕

- ・（仮）種苗供給センターの建設（建設地川里村） 2億19,252

用地造成、実施設計に着手

- ・（仮）北埼農林合同庁舎建設（建設地加須市不動岡） 8億86,926

建物規模RC造3階建延1,800m²強、行田、加須農業改良普及所及び加須土地改良事務所が

供用。

- ・園芸試験場整備 2億67,106

人工気象室等の改築

- ・ほ場整備 59億22,130

低コスト化水田農業大区画ほ場の整備。

- ・県営単独土地改良 17億35,239

- ・団体営土地改良 37億53,773

- ・農道整備 12億80,997

- ・用排水等施設 80億16,468

- ・畑地帯整備 19億77,734

- ・林道整備 31億73,510

開設 28路線、改良 123路線等

- ・造林 5億20,795

造林 120ha、保育 2,492ha

〔職業能力開発の推進〕

- ・（仮）婦人能力開発センターの建設（建設地大宮市） 2億19,053

- ・高等技術専門校設備充実 1億60,000

- ・職業訓練体制の整備 24,461

大宮高等技術専門校OA事務科の新設

〔学校教育施設の整備〕

- ・県立高校校舎の改修 16億31,284

改修 15校、調査設計 15校

- ・県立高校実習棟改築 6億46,645

浦和工業高校、玉川工業（調査設計）

- ・県立高校グランドの整備 5億14,321

改良工事 6校、防塵工事 4校

- ・県立高校体育館改築等 13億84,445

児玉、狭山工業 2校の改築、熊谷女子、浦和工業 2校の改修、深谷第一、与野農工、川越農業、春日部工業の 4校の調査設計。

- ・県立高校水泳プールの建設 13億45,047

坂戸、八潮、上尾南、草加西の 4校の建設、松山、坂戸西 2校の調査設計

- ・県立高校宿泊学習施設 4億94,431

川越農業、三郷工業技術の 2校

- ・県立高校部活動施設 2億60,747

行田、浦和商業の 2校

- ・県立鴻巣高校定時制課税の給食棟改築

1億32,209

・在学青年セミナーハウスの建設（建設地大瀧村） 22億61,117

・県立養護学校施設整備 12億14,651
上尾、浦和、日高3校校舎増築、大宮北、越谷西2校のプール建設、新規宮代校の調査設計、盲学校、熊谷2校校舎改修及び川越校舎改修の調査設計

・長瀬青年の家改築 7億47,661

平成3～4年度継続

〔警察署庁舎等の施設整備〕

・秩父警察署庁舎改築 3億99,179
設計及び本工事（RC造3階建延約3,000m²）、平成3～4年度継続、総事業費

12億12,217。

・鴻巣警察署庁舎改築 94,372

調査及び設計に着手

・警察官待機宿舎（独身寮）建設、平成3年度債務負担行為、建設地吉川町、RC造4階建延約1,400m²。

・派出所・駐在所の建設 3億14,109

派出所は小川駅前、川口駅西口、東所沢駅前、花崎駅前、川越駅前の5箇所、駐在所は、吉見東、上吉田、手子林（羽生市）、元和（加須市）、田宮（杉戸町）の5箇所。

〔文化、芸術施設の整備〕

・（仮）県民芸術劇場建設（建設地与野市）

8億60,467

平成3～5年継続、総事業費164億12,240。

・（仮）平和資料館建設（建設地東松山市物見山）3億81,604。

平成3～4年度継続 総事業費34億59,582。

・（仮）荒川総合博物館建設 10,000

基本計画の策定

・比企歴史の村の整備 11,000

基本計画の策定

・日中友好の里づくり 9億75,016

記念館の建設（両神村）

平成3～5年度継続、総事業費31億91,230。

〔水供給施設の整備〕

・工業用水の供給 25億42,171

配水管等施設の建設改良

・水道用水の供給 180億16,603

給配水地域の拡大に伴う配水管布設及び三郷浄水場施設の拡張

〔産業振興拠点の整備〕

・地域産業文化センターの整備 21,075

2地区を想定基本構想の策定

・工業団地の整備 242億46,208

騎西鴻茎（3～8年度）、嵐山（62～5年度）、吉川・松伏（63～5年度）、幸手第2（63～4年度）、秩父（元～6年度）、本庄今井（2～7年度）、加須下高柳（2～7年度）



県内の鉄道新線計画とその概要

平成12年開業を目指して始動

軌道交通施設は、大量輸送機関として沿線住民はもとより地域産業の振興に大きく寄与することは論を俟たないところである。殊に大都市地域における宅地開発は鉄道整備と一体的に推進することが最も効果的である。こうした観点から浮上した新線計画のうち特に本県が積極的に取り組んでいる「高速鉄道東京7号線」の県内への延伸及び「常磐新線」計画にスポットを当ててみた。(W)

高速鉄道東京7号線の概要

この鉄道新線計画は、昭和60年7月、運輸政策審議会が、東京の山手線目黒駅を起点に、溜池、市ヶ谷、駒込を経て北区岩淵町地点から荒川を越し、鳩ヶ谷市の中央部を通り武蔵野線東川口駅を経て浦和市東部の大門附近に至る全長約35kmの区間を定め、平成12年までに新設することが適当なルートとして運輸大臣に答申されたのが発端で、特に県内ルートに当たる地域では大きな関心をもって迎えられたのである。

都内部分については、昭和59年4月に帝都高速度交通営団（営団）が免許を取得、昭和61年2月から一部区間の工事に着手、平成7年秋完成を目指してこの区間21.4kmの工事が進められている。

俟たれる国の助成策

一方、県内区間については、昭和61年7月、県及び関係3市（川口、浦和、鳩ヶ谷）で「高速鉄道7号線関係首長会議」を発足させ、営団を事業主体とする7号線の早期実現及び県内導入促進運動を展開した。

平成元年7月、営団、県、関係3市を構成委員とする「高速鉄道東京7号線整備検討協議会」を発足させ、事業主体、助成方策、沿線整備などの具体的な課題を検討・協議を行い、同年11月には協議会で中間報告のとりまとめを行い首長会議に提出した。翌平成2年1月30日開催の首長会議において同中間報告を基に、①早



期実現のため、事業主体を第3セクターで進めることを今後の基本的方向とすること②関係自治体による必要な財政負担など残された課題の

解決に取り組むこと——などの申し合わせを行った。

以上の経過を踏まえ同協議会では、第3セクター方式で実施するための基本フレームの策定と同時に、資金調達に伴う財政措置の問題、採算性確保の問題が当面の課題となっておる。また、県では平成3年度政府予算案にのぼった鉄道整備基金の創設及び大都市鉄道等に対する無利子貸付制度の動向を見極めつつ、本計画に向け一連の助成制度が適用されるよう国に働きかけを行っている。

整備基本フレーム

整備基本フレーム（案）は、次のとおり

- (1) 建設区間＝東京北区岩淵町～浦和市東部地区（約14km）
- (2) 開業目標年次＝平成12年
- (3) 建設費＝約2,500億円（物価上昇分及び建設期間中の利息を算入）
- (4) 事業主体＝第3セクター（県、川口市、浦和市、鳩ヶ谷市、営団、その他民間団体が出資）
- (5) 第3セクター設立時期＝平成3年度目途
- (6) 助成制度＝P線補助制度を基本とし検討中（別途、3セクに対する無利子融資、利子補助などの助成方策を検討中）

今後の課題

1. 早期実現のため
 - (1) 営団の関与の在り方を含めた第3セクターの具体的な方法
 - (2) 必要な財政負担の方法や額、自治体間の負担割合並びに民間の出資割合
 - (3) 計画路線地域における鉄道計画と整合のとれた整備・開発などの課題について、関係者間による検討・協議が必要。
2. 鉄道計画の基本フレーム、第3セクターの骨格などを早期に策定し、民間の資金協力も得て、早期に第3セクターの設立を目指すこと。
3. 国における第3セクターに対する助成措置の一層の充実と地方公共団体負担分に対する財政措置の拡充が必要である。

常磐新線の概要

常磐新線計画は、昭和60年7月の運輸政策審議会において、平成12年までに整備することが適当な路線の一つとして位置づけられた。

この新線は、JR秋葉原駅を起点に荒川区北千住を経て本県八潮市の中央部、三郷市の東南部をかすめる形で武蔵野線南流山を北伸して筑波研究学園都市に至る延長約60km（本県内約7km）で、沿線住宅開発を一体的に進めるものである。

平成元年9月27日施行の「大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する法律（宅鉄法）」により新線建設の諸条件が整備され、平成2年6月19日には1都3県（東京、千葉、埼玉、茨城）の超党派国會議員による「常磐新線建設促進議員連盟」が結成され、地元と一体となって促進が図られてきた。

事業主体は第3セクター

新線の事業主体は第3セクター方式を採り、1月23日、東京・千代田区の赤坂プリンスホテルで設立発起人会を開催して始動した。

設立発起人会には、立岡勝之副知事、藤波彰八潮市長、木津三郎三郷市長ら沿線の4都県、6市長、2区の首長らが出席し定款の決定等に参画した。

この新線の運行は、JR東日本に委託する。第3セクターの出資金は、東京4、埼玉1、千葉1、茨城3の割合を目途に、各都県は資金総額14億円を積み立てることになる。

整備のフレーム

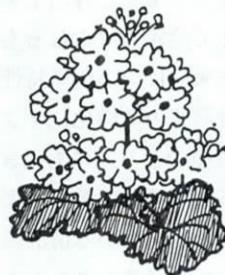
- 建設区間＝秋葉原～筑波研究学園都市（約60km）
- 開業目標年次＝平成12年
- 事業主体＝第3セクター
- 総建設費＝約8,000億円（名目価格、建設中の利息は含まず）

今後の課題

今後の課題として、自治体主体の第3セクターには鉄道に対するノウハウを有しないことから、新線の運行などに関するJR東日本の最大級の協力が必要、また、多額の事業費を要するプロジェクトであることから、出資金に対する協力など民間の協力が不可欠なこと。沿線における土地区画整理事業及び用地確保が新線の成否を握る最大の鍵とみており、関係自治体及び住宅・都市整備公団による事業化へ向けた各種調査がまたれるとしている。ちなみに八潮市では、昭和63年4月に設立した「常磐新線南部準備室」を中心に新線の建設に取り組んでおり、必要な鉄道用地8万m²のうち、すでに6,622 m²を買収、活発な動きを示している。

＜注＞ 同線建設の事業主体となる「首都圏

新都市鉄道株式会社」の設立総会と第一回の取締役会が3月11日、東京・赤坂のプリンスホテルで開かれ、本県から立岡副知事と小室県民部長が取締役に就任を決めた。



元請・下請関係合理化指導要綱を改訂 “建設産業における 生産システム合理化指針”策定

建設業者団体等に提示

建設省は、このほど「建設産業における生産システム合理化指針」をまとめ、去る2月5日、建設業者団体、都道府県及び主要公共発注機関に提示、それぞれの分野で対応を促した。この指針は、昭和53年11月30日策定の「元請・下請関係合理化指導要綱」を全面的に改訂したものであり、今後建設業界における総合工事業者と専門工事業者による建設生産システムをより合理的なものに改善していくための指針として位置付けられるものである。

建設産業は、本来の生産特性により元請・下請関係を中心とした分業関係により生産活動が行われるが、建設需要の多様化、ソフト化や建設技術の高度化、専門化等を背景として、近年、元請・下請間の機能分担の在り方にも大きな変化を生じている。即ち、元請の下請依存度は上昇し、直接施工機能を担う下請の機能いかんによって求める生産が困難になるなど、建設生産の仕組みそのものの問題に変化しておる。かかる情況の下で元・下問題を建設産業の中核的課題として捉え、機能分担の面で新しいルールが必要とされてきた。

このたびの指針では、建設産業の生産システムは総合工事業者と専門工事業者が、それぞれ相互に役割を分担しつつ協力して行う方式を基本としており、かつ両者が対等な経済主体として合理化を進めるべきであるという方向を明確に打ち出し、それぞれ守るべきルールを示している。このルールの下に総合的管理監督機能と直接施工機能、つまり総合工事業者、専門工事業者の概念を確立し、従来の上下関係を抱かせる「元請」「下請」という表現が改められた。

こうした基本的考え方立って新指針は、①策定の趣旨②総合工事業者の役割と責任③専門工事業者の役割と責任④適正な契約の締結⑤適正な施工体制の確立⑥建設労働者の雇用条件等の改善⑦遵守のための体制づくり——の七つの柱で構成されており、②と③でそれぞれの役割と責任を明示し、③では効率的な施工体制把握のため施工体制台帳の整備、一括下請の禁止、技術者の適正配置、適正な評価による専門工事業者の選定などを謳っている。

(W)

新指針の全文は下記のとおりである。

建設産業における生産システム合理化指針

第1 趣旨

建設産業の生産活動は、総合的管理監督機能（発注者から直接建設工事を請け負って企画力、技術力等総合力を發揮してその管理監督を行う機能）と、直接施工機能（専門的技能を發揮して工事施工を担当する機能）とが、それぞれ相互に組み合わされて行う方式が基本となってい る。

これらの機能を軸とした分業関係を基本とす

る建設生産システムの下、基幹産業としての活力に溢れた建設産業の実現を図るとともに、発注者の信頼に応えうる適正かつ効率的な建設生産を確保するためには、すべての建設業者が技術と経営に優れた企業への成長を目指しつつ、その分担する分野において、役割に応じた責任を的確に果たすことが不可欠である。

本指針は、総合的管理監督機能を担う総合工事業者と直接施工機能を担う専門工事業者が、

それぞれ対等の協力者として、その負うべき役割と責任を明確にするとともに、それに対応した建設産業における生産システムの在り方を示したものである。これは、建設生産システムの合理化を進める上での行政による指導の指針であり、建設業者の取組の指針となるべきものである。

第2 総合工事業者の役割と責任

総合工事業者は、総合的管理監督機能を担うとともに、建設工事の発注者に対して契約に基づき、工事完成についてのすべての責任を持つという役割を有している。

また、総合工事業者が、発注者との間で行う請負価格、工期（工事着手の時期及び工事完成の時期）の決定等は、自らの経営はもとより、専門工事業者の経営の健全化にも大きな影響をもたらすものである。

このため、次の責任を果たすべきである。

ア 経営計画の策定、財務管理及び原価管理の徹底等的確な経営管理を行いうる能力の向上に努めること。また、常に合理的な請負価格、工期による受注に努めるとともに、専門工事業者への発注に当たっては、請負価格、工期、請負代金支払等の面で、適正な契約を締結すること。

イ 業種・工程間の総合的な施工管理を的確に行うため、技術者に対する研修の充実等により、管理監督機能の向上に努めること。

また、効率的かつ高度な建設生産を確保するため、技術開発の推進、施工の合理化に努めること。

ウ 優良な専門工事業者の選定を行うため、専門工事業者の施工能力、経営管理能力等を的確に把握し、評価できる体制の確立に努めること。

エ 優秀な建設労働者を確保するため、労働時間の短縮、休日の確保、労働福祉の充実、安全の確保及び作業環境の整備等に努めること。

第3 専門工事業者の役割と責任

専門工事業者は、直接施工機能を担っており、建設生産物の品質、原価に対し実質的に大きな影響を与えるものである。

また、近年においては、建設生産システムにおける専門工事業者の担う役割が増大しており、特に、専門的技術・技能を有する建設労働者を直接に雇用する等の点において、今後の建設産業の発展に大きな役割を有している。

このため、次の責任を果たすべきである。

ア 教育訓練等の充実や、技術・技能資格等の取得の奨励等により、施工能力及び経営管理能力を向上させるとともに、常に合理的な契約条件による受注に努め、企業基盤の強化を図ること。

イ 専門工事業者の役割の高度化という要請に応え、分担する工事分野において、直接施工のみならず施工管理をも自らが行いうる体制の確立に努めるとともに、各々の能力に応じて部分一式等多様な業種・工程を担うことができるよう努めること。

ウ 優秀な建設労働者を確保するため、直用化の推進等による雇用の安定、月給制の拡大、職能給の導入、労働時間の短縮、休日の確保、労働福祉の充実、安全の確保及び作業環境の整備等に努めること。

第4 適正な契約の締結

(1) 契約締結の在り方

建設工事の施工における企業間の下請契約の当事者は、契約の締結に当たって、次の事項を遵守するものとする。

また、建設工事の内容や工期・工程において、変更又は追加の必要が生じた場合における契約の締結についてもこれに準ずるものとする。

ア 建設工事の開始に先立って、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約を締結すること。

イ 契約の当事者は対等な立場で十分協議の

上、施工責任範囲及び施工条件を明確にするとともに、適正な工期及び工程を設定すること。

ウ 請負価格は契約内容達成の対価であるとの認識の下に、施工責任範囲、工事の難易度、施工条件等を反映した合理的なものとすること。

また、消費税相当分を計上すること。

エ 請負価格の決定は、見積及び協議を行う等の適正な手順によること。

オ 下請契約の締結後、正当な理由がないのに、請負価格を減じないこと。

(2) 代金支払等の適正化

下請契約における注文者（以下「注文者」という。）からその契約における受注者（以下「受注者」という。）に対する請負代金の支払時期及び方法等については、建設業法に規定する下請契約に関する事項のほか、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

なお、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者等についてもこれに準じた配慮をするものとする。

ア 請負代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。

イ 請負代金の支払は、できる限り現金払いとし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払とすること。

ウ 手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間とすること。

エ 前払金の支払を受けたときは、受注者に対して資材の購入、建設労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう、適切な配慮をすること。特に、公共工事においては、発注者（下請契約における注文者を除く。以下同じ。）からの前払金は現金でなされるので、企業の規模にかかわらず前払制度の趣旨を踏

まえ、受注者に対して相応する額を、速やかに現金で前金払するよう十分配慮すること。

オ 建設工事に必要な資材をその建設工事の注文者自身から購入させる場合は、正当な理由がないのに、その建設工事の請負代金の支払期日前に、資材の代金を支払わせないこと。

第5 適正な施工体制の確立

(1) 施工体制の把握

建設業法に基づく適正な施工体制の確保等を図るため、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、施工体制台帳を整備すること等により、的確に建設工事の施工体制を把握するものとする。

(2) 一括下請の禁止等

ア 一括下請は、中間において不合理な利潤がとられ、これがひいては建設工事の質の低下、受注者の労働条件の悪化を招くおそれがあること、実際の建設工事施工上の責任の所在を不明確にすること、発注者の信頼に反するものであること等種々の弊害を有するので、建設業法において原則として禁止されているところであるが、発注者の承諾が得られる場合においても、極力避けること。

イ 不必要な重層下請は、同様に種々の弊害を有するので行わないこと。

(3) 技術者の適正な配置

ア 工程管理、品質管理、安全管理等に遗漏が生ずることのないよう、適切な資格、技術力等を有する技術者等の適正な配置を図ること。特に、指定建設業監理技術者資格者証に係る建設業法の規定を遵守すること。

イ 建設業者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者及び監理技術者については、常時継続的に当該工事現場において専らその職務に従事する者で、その建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係

にある者とすること。

(4) 適正な評価に基づく受注者の選定

注文者は、受注者の選定に当たっては、その建設工事の施工に関し建設業法の規定を満たす者であることはもとより、

ア 施工能力

イ 経営管理能力

ウ 雇用管理及び労働安全衛生管理の状況

エ 労働福祉の状況

オ 関係企業との取引の状況

等を的確に評価し、優良な者を選定するものとする。

^{注①}

この場合においては、少なくとも別表1に掲げる事項のすべてが満たされるよう留意するものとする。

第6 建設労働者の雇用条件等の改善

建設業者は、建設労働者の雇用・労働条件の改善等を図るため、安定的な雇用関係の確立や建設労働者の収入の安定等を図りつつ、少なくとも別表2^{注②}に定める事項について措置するものとする。

また、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律及び労働安全衛生法の遵守、労働者災害補償保険法に係る保険料の適正な納付、適正な工程管理の実施等の措置を講じるとともに、その建設工事におけるすべての受注者が別表2に定める事項について措置するよう指導、助言その他の援助を行うものとする。

この場合、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者以外の注文者は上記の指導、助言その他の援助が的確に行われるよう協力するものとする。

第7 遵守のための体制づくり

(1) 建設業者は、その役職員に対する本指針の周知徹底に努めなければならない。特に、総合工事業者にあっては建設生産システムの合理化を積極的に推進する体制の整備・拡充に

努めるとともに、その請け負った建設工事におけるすべての建設業者に対して本指針の第4及び第5の遵守についての指導に努めるものとする。

(2) 建設業者団体においては、会員企業に対する本指針の周知徹底に努めるとともに、本指針の遵守について団体としての取り組みの体制を確立するものとする。

(3) 本指針に基づき、真に合理的な建設生産システムを確立するためには、総合工事業者と専門工事業者のそれぞれが果たすべき役割と責任についての理解を共有することが不可欠である。このため、建設業者団体が主体となり、総合工事業者、専門工事業者のそれぞれが対等な立場に立って協議を行う場を設け、適正な契約関係の形成のためのルール、建設労働者の雇用・労働条件等の改善及び技術・技能の向上に係る役割分担に関するルール等を確立するものとする。

^{注①} 過去の工事成績、技術力、労働力の確保能力等の優良な者を選定する目安を掲げたもの。

^{注②} 労働条件の明示、就業規則・賃金台帳等のほか福利厚生施設等労働基準法関連事項を掲げたもの。



「21世紀を展望した街づくり」(その38)

『みどり豊かな人間都市和光』の まちづくりを目指して

和光市長 田中 茂



はじめに

昭和45年10月に県下29番目の市として誕生した我が和光市は、埼玉県の最南端東よりに位置し、東京都への玄関口として、東側は板橋区、南側は練馬区に隣接する面積11.05平方キロメートル、人口55,827人（平成3年3月1日現在）のまちであります。

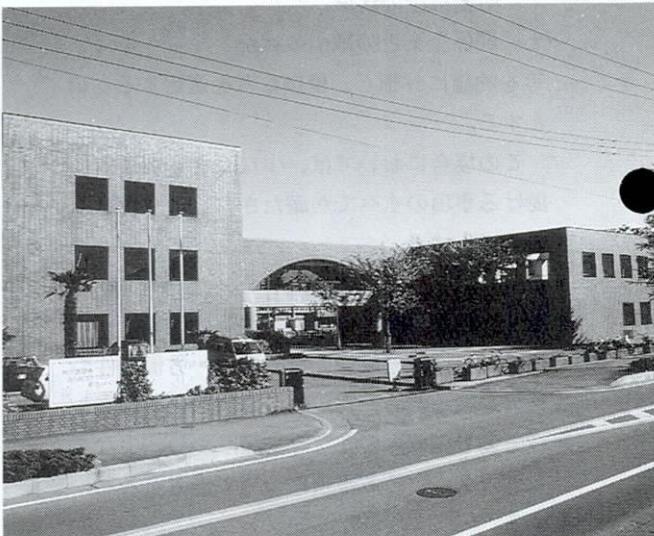
「栄光の前進をめざす」和光という市名の由来どおり、近年、地下鉄有楽町線の乗り入れに伴い、都心まで35分、副都心池袋までは、東武東上線でわずか15分たらずという恵まれた地理的条件の下にあり、都内通勤にも最適な住宅都市となってまいりました。

また、和光市駅周辺での土地区画整理事業をはじめとする都市基盤整備事業の進展や、市内通過が予定されている東京外かく環状道路工事等により、まちの活性化も一段と進み、21世紀に向かって飛躍的な変貌を遂げようとしている首都近郊の都市であります。

さらに、本市は、東京に隣接するベッドタウンとして、昭和40年代から50年代前半にかけて人口が急増し、急速に都市化が進みましたが、近年は、ひとつの人口急増テンポも落ち着きを見せ、ほぼ横ばいの状態が続いています。

一方、都市化の進展は、いろいろと市民生活の向上をもたらしましたが、反面、人口の都市集中により、自然環境や住環境の悪化をまねく事態も、少なからず生じております。

今後も、益々進展すると予想される都市化に対して、より一層住みよいまちづくりを進める必要があり、このためには、適正な土地利用と都市施設整備を計画的に行なうことが不可欠となっております。



また、目まぐるしく変化する昨今の社会経済情勢に加えて、高齢化社会や国際化・情報化社会の進展に伴い、市民の価値観も多様化しているため、市民ニーズを的確に把握し、増大する行政需要に適切に対応していくことが要求されております。このためには、それぞれの地域の特性を十分に生かした自主的、主体的なまちづくりを進めることが必要であると考えております。

和光市の将来都市像

『みどり豊かな人間都市、和光』

— 豊かな福祉・環境・教育 —

この将来都市像は、来たるべき21世紀という新しい時代を展望し、「都市の豊かさ」・「市民生活の豊かさ」・「人々の心の豊かさ」への願いを込めながら、空と水と大地の力に育まれ

た「緑」を潤いの象徴とする新たな都市づくりの理念として、「緑と人間の自然な調和が保たれ、人間の生命が息づく豊かなまちの創出」を定めたものであります。

(将来都市像具体化の基本目標)

- ・快適で暮らしそよいまちづくり（都市基盤）
適性な土地利用と都市施設整備の推進。
緑の保全と快適な環境の整備。
総合的な交通対策の推進。
- ・生きがいに満ちたまちづくり（教育・文化）
生涯学習の推進。学校教育・社会教育の充実。
市民文化の創造とスポーツの振興。
- ・温かい心のかうまちづくり（福祉・保健・医療）
地域に根ざした福祉の推進。市民の健康を守る保健・医療の充実。
- ・安心して生活できるまちづくり（市民生活）
環境衛生の充実及び環境整備。ふれあいと連帯に支えられたまちの形成。
- ・豊かで活力あるまちづくり（産業）
商業環境の形成。新たな時代に対応した工業の展開等活力ある地域経済の推進。
- ・個性的で効率的なまちづくり（行財政）
時代の変化に即応した行財政運営の推進。

以上が、和光市の将来都市像を実現するための基本目標であります。

○市域の現況と中心市街地の形成

特に、本市の市域は、和光市駅を中心とした地区と白子地区の市街地及び駅から比較的距離のある北部及び南部など、生活圏の異なる地区により構成されておりますので、核となる中心市街地の整備を図ることが課題になっております。

また、現在、市内を南北に縦断する東京外かく環状道路の建設が進められておりますが、市庁舎等の一部がこの道路にかかってしまうため、

市庁舎等の移転を余儀なくされ、現在、新市庁舎等をキャンプ朝霞跡地に建設すべく着々と準備を進めているところです。

新市庁舎等の建設地周辺には、総合児童センターや保健センター等が既に整備されていることから、市庁舎の移転により、市の行政機能の中心地として、この地区をシビックセンターと位置付けるとともに、既存の施設を含めて、種々整備を行い、市のまちづくりの核となる発進基地的都心域として、形成してまいりたいと考えております。

さらに、市の玄関口である和光市駅周辺地区を、市の商業業務の中心的役割を担う本市の商業核として位置付けるとともに、土地区画整理事業等の進捗に合わせて、地区整備計画や建築物等の誘導計画の指導を行い、魅力ある商業業務地として、形成してまいりたいと考えております。

○地域特性を生かしたまちづくり

このように両地区を市の「核」となる中心市街地として形成するほか、地区特性を生かしたまちづくりを推進するため、地区住宅地の自立を促し、生活道路の改善を含めた総合的な環境整備を推進するなど、商業施設やコミュニティ施設を中心とした地域中心核の育成を図りたいと考えております。

また、良好な都市環境を形成するため、市民の参加によるまちづくりの制度である地区計画、建築協定等の活用を促進し、適正な規制・誘導を図ってまいります。

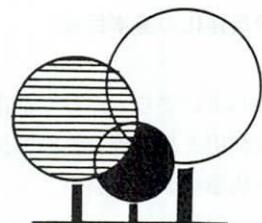
さらに、東京外かく環状道路の上部利用と沿道環境の整備として、東京外かく環状道路上部のふたかけ部分に、地域のニーズを踏まえた公共施設を整備するとともに、交通渋滞等を緩和するため、沿道環境を考慮した高度な土地利用と併せて、道路網の整備や交通対策等を図ってまいります。

また、公有地の確保に関しましては、交通の利便性が飛躍的に向上し、地価が高騰した今日、

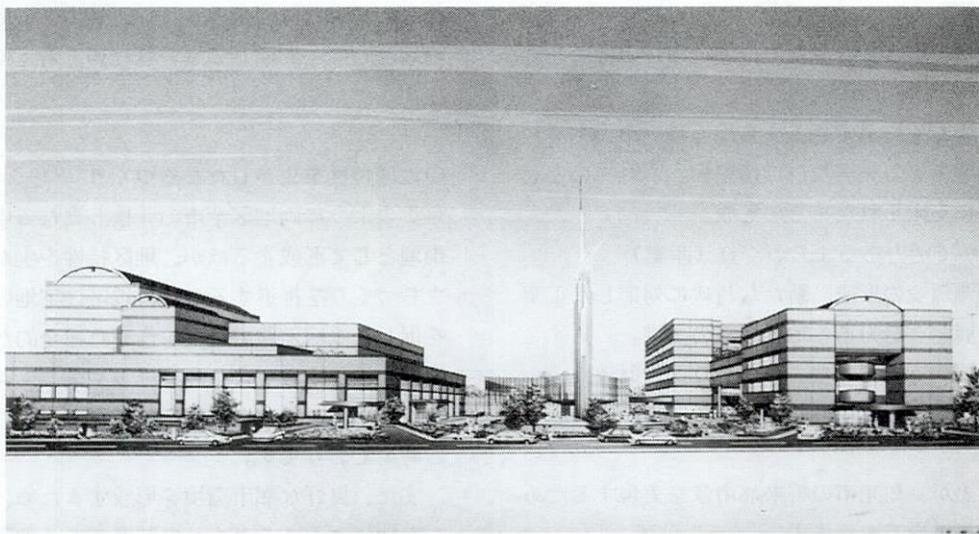
新たに用地を確保することは、困難が予想されることから、明確な計画目標の設定と実施が求められております。

このように、本市のまちづくりは、様々な課題を抱えておりますが、今後とも都市機能が充実し、自然環境と調和したまちづくりを進めるためには、長期的な視点から、市街地の計画的かつ総合的な整備を図っていかなければなりません。

21世紀を目前にした新しい時代に向けて、市の将来都市像である『みどり豊かな人間都市、和光』の実現をめざし、今後も全力を傾注してまいる所存です。



新市庁舎等完成イメージ図



(和光市庁舎等建設指名設計競技応募案)

「21世紀を展望した街づくり」(その39)

「豊かな住環境と活力に満ちた ふれあい・清流・文化都市」を目指して



日高町長 駒野昇

日高町は首都50キロ圏内に位置し、北西に秩父連山の雄姿を眺め、東は関東平野が広がっています。山裾を縫うように流れる高麗川は、埼玉県下唯一の清流を誇り、夏には家族連れや若者たちで賑わい町内はもとより町外から訪れる人々にとってのリフレッシュ空間となっています。

町の歴史は古く、国指定の史跡になっている縦穴式住居跡は石器時代のものであり、今からおよそ1300年前、朝鮮半島の高句麗の滅亡により、日本に亡命し、帰化した人々約1800人が武藏の国に配属となり、高麗郡を建設しました。帰化人により持たらされた帰化人文化を数多く残しています。その一つに、高麗王若光を高麗明神として祭った高麗神社は、出世開運の神として昔から信仰を集めています。

10月1日には日高市に

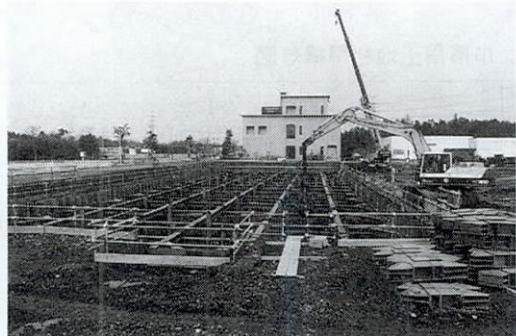
昭和40年中頃から宅地開発が活発になり、大規模住宅開発は人口の急増をもたらし、自然との調和ある生活環境整備に拍車がかかることになりました。

平成10年の日高町の人口は6万1000人と予想され、市街地、農業地域を問わず、すべての住民が快適な生活環境の中で暮らせるよう、6万都市にふさわしい、21世紀を展望した住環境の整備をしていかねばなりません。

より豊かで住みやすいまちづくりを進めため、「豊かな住環境と活力に満ちた、ふれあい清流文化都市」を21世紀に向けての将来像としました。

道路、下水道、土地区画整理をはじめとする都市基盤整備事業については、住民の協力により徐々に進展しています。ことに、下水道事業

については、現在普及率20%を将来50%を目指し、普及率向上に向けて面整備が着々と進められています。平行して、浄化センターの処理能力を高めるために、平成2年度から5箇年計画で、浄化センターの施設拡張工事（写真は同工事現場）も着工しました。



浄化センター施設拡張工事

また、下水処理水の再利用を図るため、高度処理施設を設置し、処理された水を、隣地の総合公園のせせらぎ水路や壁泉、グラウンドや芝生の散水用として利用していくという「アクアパークモデル事業」が、町村ではただ一つ、国で採択されました。下水道事業と都市公園事業の一体的な整備を推進することにより、水と緑が調和した潤いのあるオープンスペースを確保することになります。

快適な環境づくり——巾着田整備——

高麗川を中心とした豊かな自然の息吹の中で、育み、生活し、知恵を結集させ、文化を作り出してきた先人たち。この大地の中に秘められた先人たちの鼓動が心豊かにしてくれる高麗郷一帯。豊かな自然や文化を後世に引き継ぐとともに21世紀の住みよい日高の基礎作りをして、次の世代へ環境のバトン渡しをするために、日高

町全域を対象とした基本構想は、快適環境あふれるまちづくりの方向をしめしています。ふるさとの森の整備、清流の保全と活用、農村的景観の保全を快適環境づくりの骨子としています。巾着田は、清流の保全と活用を図ることを目的として、高麗川の親水拠点整備や遊歩道整備などとともに、アメニティシンボルゾーンとして位置づけられています。

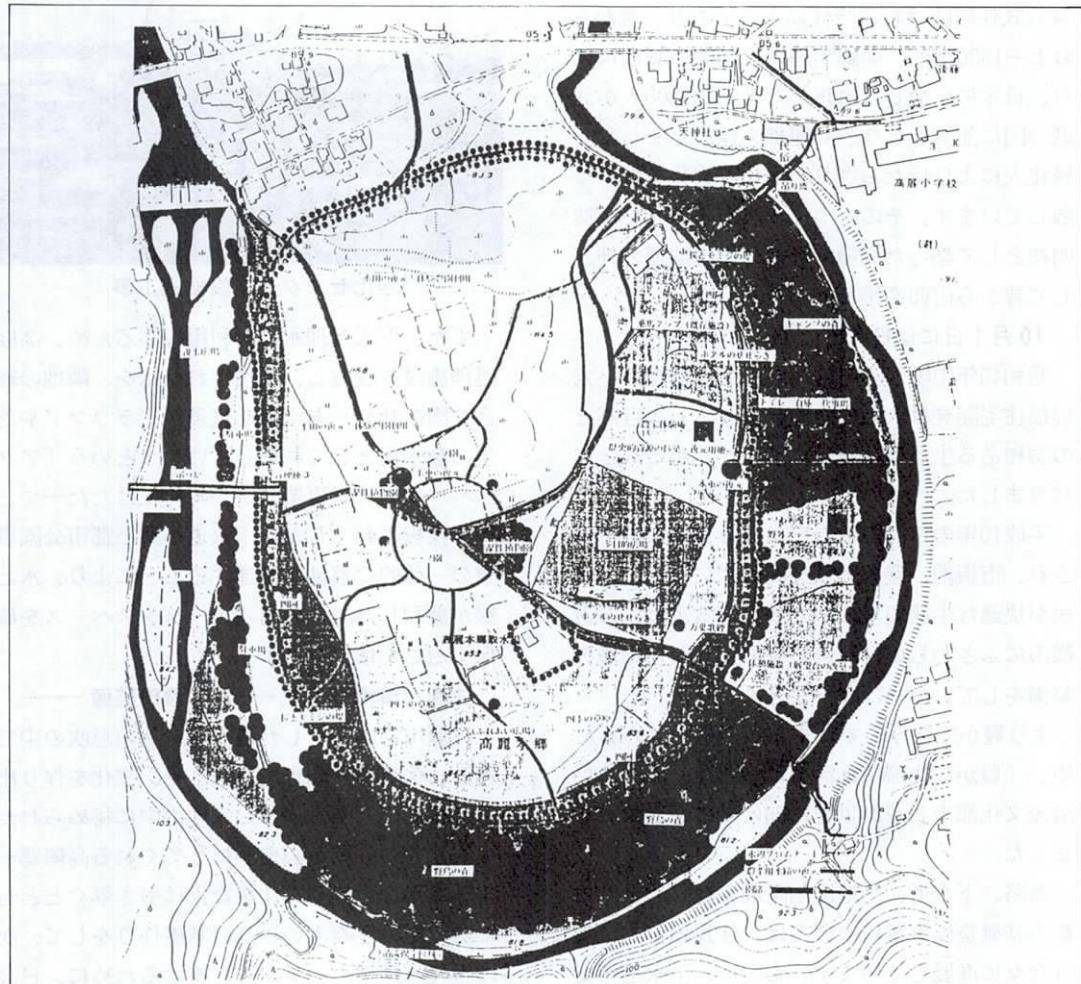
巾着田は、高麗川の蛇行部分を利用し、堰を設けて水田開発が行われた場所で、高麗郷の文化を継承する貴重な歴史的遺産であり、地域の人々の生活の場そのものであります。一方、緑豊かな県立奥武蔵自然公園の中に位置し、高

麗川の清流に囲まれた巾着田は、遠足の目的地として、川遊びの場として町内のみならず、首都圏郊外の手軽なレクリエーションの場として利用されています。

豊かな自然とのふれあいを求める要求はきわめて高く、巾着田のもつ自然性はますますその価値を高めています。このような背景を踏まえて、巾着田の歴史を生かすための施設、自然とのふれあいゾーン、スポーツ広場、キャンプゾーン等の整備を進めていきます。

21世紀に向けて日高町は、多くの夢と希望を実現する新時代へのステップとして次代に引き継ぐ魅力あるふるさとづくりを目指しています。

巾着用土地利用構想図



事業報告

平成3年新年賀詞交換会の開催

1月8日、当建産連は建産連会館センター大ホールにおいて、恒例の会員団体合同の新年賀詞交換会を開催した。

この賀詞交換会には、会員31団体傘下の会員のほか、畠知事をはじめ地元選出の衆・参両院議員、県議会議員、県関係部局の幹部職員、地元の中川浦和市長らの来賓90余名を含め400余名が出席、盛大に執り行われた。

はじめに、31団体を代表して挨拶に立った斎藤当建産連会長は、取りまく諸情勢を述べたあと「今後、建設産業が魅力ある産業としての高い評価を受け、しかも当面の人手不足という事態を克服するためには、効率的生産システムを構築、また就業者の安定した雇用関係の実現、さらには快適な労働環境の整備や週休2日制をも加味した労働条件の改善を急がなければならない」とし、こうした課題を達成するには、業界あわての自助努力はもちろんだが、関係当局の理解と指導、支援が欠かせない—としたうえで「ここに迎えた新しい年こそはの気概のもとに建設関連業種を網羅した建産連組織機能を十分に活し、会員団体相互の連携をより強固なものとし、活力に溢れ、魅力に富んだ建設産業実現のため最善の努力をする」と、年頭に当たっての所信表明を行った。

次いで畠知事、佐藤県議会議長らの来賓の祝辞があり、建設省の鈴木建設経済局長からもメッセージが寄せられた。この中で畠知事は、「今年は、県政の基本方向を確かなものとするため新長期構想の策定をはじめ、『さいたま新都心』の建設やテクノグリーン構想、秩父リゾート構想などの地域プロジェクトを具体化させるとともに、県民の快適な生活環境づくりに欠かせない生活基盤の整備を積極的に進めていく」として会員団体の協力を求めた。



出席国会議員を代表して立った松永衆議院議員は、先に政府が決めた公共投資10箇年計画が3年度にスタートすることになるとその展望を述べるとともに、東京一極集中の排除が課題、その受け皿として大宮操車場跡地の活用を決め、その促進を図ることになるがとして、この大事業への協力要請があった。

また、鈴木建設経済局長は、当建産連の活動を全国建産連の先導者として評価、今後の活躍に期待する—とのメッセージを寄せた。

地元自治体を代表、中川浦和市長は、「さいたまユース・アンド・アイプランの一翼を担う浦和市としては、21世紀における県の経済、文化、スポーツの拠点としての『さいたま新都心』の整備に全力を尽す、また県都にふさわしい都市づくりを積極的に進めるとして支援の要請があった。

祝辞のあと同席において祝賀パーティーに移り、宮田県土木部長の音頭で乾杯、出席者相互の賀詞交換が続いた。

経営講習会——(1)

テーマ「若年者を鍛える」

人材を有効に活用するノウハウを学ぶ

講師 建設業経営コンサルタント 近野 敏 氏

当建産連は、経営合理化委員会事業の一環として1月17日建産連会館センター大ホールで経営講習会を開催した。今回の講習会は(社)埼玉

県建設業協会、東日本建設業保証㈱ 埼玉営業所との共催、県土木部後援のもとに開催したもので、講師は、建設業経営コンサルタント近野敞氏、講習のテーマは「若手を鍛える」で、受講対象は会員団体所属の企業経営者及び管理者であった。

講義は、“若手人材を有効に活用する”を主眼に現代の若者が抱く意識等を十分認識し、いかにして企業戦力として確保（雇用）、育成していくべきかを説いたものである。当日の受講者は120名ほどであった。

講習は午前10時から昼食を挟んで午後の4時までの5時間、前段に現代の若者がいかなる感



覚を持っているかなどの特性を述べ、経営者なり管理者がこの認識の上で鍛えかつ能力を伸ばすかが前提条件だとして、若者の鍛え方つまり教育し訓練すべきかの方向づけを説いた。

後段には、能力を助長するためのノウハウつまり、個人の生活面または職場における不平不満を捉えて打開に導びく一方、仕事の面での意見を出させ、是は是、非は非を明確にし納得させることが肝要、さらには長所を見い出し伸ばす工夫も大事、終局的には“ヤル気”を起させることであると。

中小企業は、訓練に際し集団的より個人的な気配りが必要で、時によっては“ムチ”も必要である。総じて若者を戦力として育成していくには、当人が抱く欲求不満が最大の敵であることを示唆し、前後5時間の講義を終った。(W)

経営講習会—(2)

テーマ

「人手不足解消の人事管理戦略」

集めることより定着率を高める努力を

講師 建設経営コンサルタント 清水 良章 氏



3月8日、建産連会館センター大ホールにおいて、標記をテーマにした建設業経営講習会を開催した。

この講習会は、当建産連、埼玉県建設業協会、東日本建設業保証㈱埼玉営業所の3者共催、埼玉県土木部の後援で開いたもので、講師には建設経営コンサルタント清水良章氏（㈱シスコン代表）を迎へ、午後1時から4時間、人事管理の要諦を語って貰った。受講者約90名。

講義は、企業における人材確保難をどう克服するかを中心に企業戦略を述べている。

— 現下のわが国の労働市場は、人手不足という深刻な事態にある。その原因は働く者の意識が変わり、働く条件を選ぶ時代になったことがある。従って、これからは就業者の定着率を高める対策（人事管理）を経営戦略の中心に置いていくべきである。

わが国産業の経営形態は、古来農業経営を主体とした集団主義（ワンマン経営）の風習がそのまま伝わり、広く一般産業界の経営形態として受け継がれてきた。

近年、働く者個々の意識改革によって企業、職場のワンマン主義を嫌い、合意による経営方式、つまり労働生産分配型、要するに自らが働

く条件を選ぶようになった。

人事管理の基本は、上述の働く者の意識を十分理解した上、まず、自社の“社員像”を確立し教育する。次に“職務基準”を明確にして個人の能力を伸ばす、つまり“ヤル気”を起させること。一方、個々の欲求、社会的欲求、自己実現の欲求を捉え、それらに応え適切に管理することが肝要だと結んだ。

(W)



技術研修・見学会

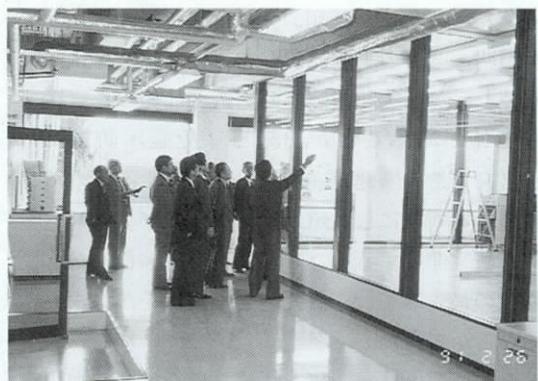
先進工法技術の研究開発の舞台 清瀬の大林組技術研究所を見学

当建産連は2月26日、東京・清瀬市下清戸の大林組技術研究所における先進工法技術等の見学会を実施した。同研究所はいまのわが国建設業界が抱える諸問題を解決し、次世代にわたって求められる革新的工法の研究開発に取り組むわが国有数の施設である。施工の安全・省力化のために開発が進むロボットの活躍には目を見張るものがあり、その実用化は目前にある。また、あらゆる可能性を追求して研究が進められる省エネ化、ハイテクを駆使した施工の省力化工法の開発は21世紀を先取りしたもので、2時間にわたる見学会はこれから建設工事の在り方を示唆するもので、まことに有意義であった。



近未来的高度建設システムを見る

このたび行われた先進工法技術等の見学会は、当建産連・経営合理化委員会（島村委員長）事業の一環として企画したもので、実施に当たっては（財）建設業振興基金の構造改善担当部門の助言により地理的に近い清瀬の大林組技術研究所を選んだ。



催行日の2月26日午前10時に同研究所に集合、正午まで2時間同研究所の案内を受け、参加者は斎藤建産連会長、島村経営合理化委員長のほか同委員会委員に（財）建設業振興基金関係者などを含む16名であった。

午前10時集合の一一行は、直ちに同研究所本館棟の一階集会室にて同研究所の東企画管理課長によって同研究所の沿革、組織・運営並びに主要研究業務について説明を受けたあと、同研究

所が作成したロボット施工の実態、全自動ビル建設システムを収録したビデオによる放映を解説を含めて観察した。

ビデオに映じた施工のロボット化は、建設工事における重機災害の防止や省力化のほか施工精度の確保を狙いとしたもので、地下連続掘削、鉄骨躯体の組立て、生コンによる床打設等の作業がリモコン操作によって正確に進められる様が映し出された。

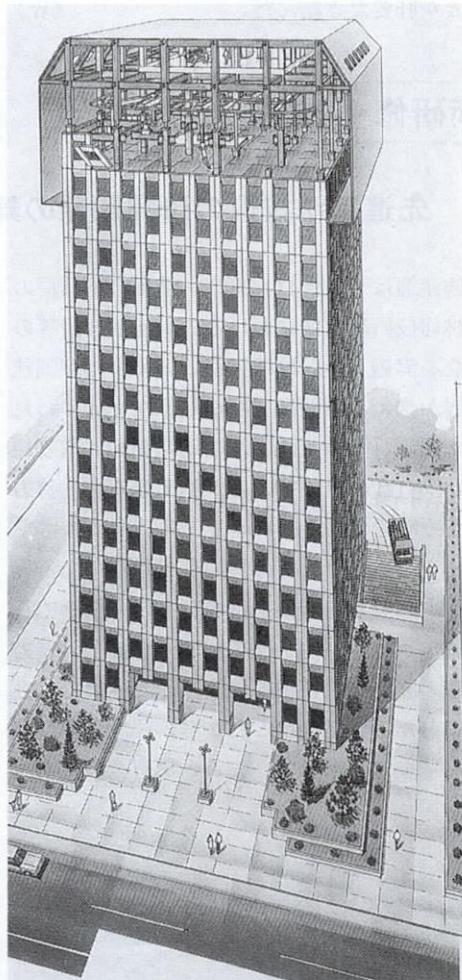
次の全自動ビル建設システムは、地中連続壁の施工、鉄骨躯体工事における玉掛け外し作業、生コンの締固め等一連の作業が建設ロボット・自動システムによって安全かつ精度の高い施工が次ぎ次ぎと映し出された。このシステムによって現場における騒音は極度に防止できるとともに、全天候型24時間稼働というメリットを持ち、超高層ビル建築をはじめ都市部における建設工事に大きな威力を発揮するものであって、今後実用化に向けさらに研究が進められることになっている。

小憩ののち、構内の主な研究棟を巡視、雨水を集積し雑用水に活用、太陽熱・地熱を利用した照明・空調の実験的研究を行う「超省エネビル棟」、免震・防振建築の構造・仕組みを直接目で確かめることができる「免震・防振ビル（R C 造 5 階建）」、原子力発電所や海洋港湾構造物を対象にした超耐熱、耐圧のコンクリートを研究開発する「コンクリート実験棟」など、時代の最先端を行く研究開発の実状をかいまみることができた。

この研究所は、1965年12月にこの地清瀬市に創設、敷地面積は 71,000 m²余。創設以来研究施設（棟）は新設、増・改設を行っており、現在、前述の研究棟のほか「土質・化学・材料実験棟」「多目的音響・微振動実験棟」「大型土質実験棟」「ハイテク R & D センター」「空気膜実験モデル（ドーム）」等10指に余る各種研究・実験棟を擁している。

なお、同研究所には、管理職員、専門研究員のほか研究協力員合せて300余名が常駐して10

年ないし15年先を見越した研究活動を行っている。研究活動は同社独自のほか外部からの委託による研究及び技術サービス、諸実験をも行っている。



建築ロボット・自動システムによる
高層ビル建築工事のイメージ

時局講演会

演題 「激動する国際情勢と日本」

——危機管理体制の欠如を突く——

講師 杏林大教授 田久保 忠衛 氏

当建産連・研修指導委員会（滝沢委員長）は、3月6日、建産連会館センター大ホールにおいて時局講演会を開催した（写真）。

この講演会は、同委員会事業の一環として企画、埼玉県建設業協会浦和支部との共催により開いたもので、講師に杏林大学教授の田久保忠衛氏を迎え、「激動する国際情勢と日本」を演題に一時間余、米ソのいわゆる冷戦構造の解体からこのたびの中東湾岸戦争へつながった経路、さらに戦禍の終息とともに新たに起る中東の問題等々を語り、この間わが国の政治、外交両面の対応の拙劣さを突く一方、かたくなな平和論者を強く指弾、相應の軍備なくしては民族、国家は勿論、正常な経済活動をも維持することができないのが今日激動する世界の情勢であると論理を展開、約100名の聴者を魅了したのである。

講師は、昭和31年早稲田大学法学部卒業後時事通信社に入社、以来59年2月退社まで海外特派員として報道に、また同社の編集次長、時事解説委員としてマスコミ界に活躍、現在、杏林大社会学部教授として国際政治学等を担当する傍、TBSテレビ「日曜放談」のレギュラー・メンバーとして歯切れのよい論調は定評がある。多くの著書も出している硬派の論客でもある。

(W)

講演の要旨

昨年の8月、イラクのクウェート侵攻以来わが国のマスコミの湾岸情勢についての取扱いは、近視眼的な捉え方ばかりでその裏（双方当事者の意図）に何があるかを言わない。

米ソ両大国を中軸にする冷戦構造が崩壊しその後にでたデタント（緊張緩和）はどう変わったかについて、まずソ連の内情を次のごとく述べ



た。

ゴルバチョフが書記長に就任してから新デタントが急速に進展し、アフガニスタン、インドシナ、アンゴラなどの地域紛争を鎮静化させる枠組みが形成されたが、これには次の3つの事柄が機能した。

第1は、西側陣営の力が圧倒的に強まった。米国大統領レーガンは8年間、強大な軍事力を背景にソ連の勢力拡大策に強力なパンチをとり続けたが、後を継いだブッシュもこの政策を引き継ぎ軍拡の手をゆるめなかった。対抗を断念したゴルバチョフは政策を転換、いわゆるペレストロイカ（再建・改革）とする政策、経済、政治、社会、文化等の面での総合的な世直しを策した。つまり軍拡競争をこのまま続ければソ連はやがて2等国否3等国に転落するという危機意識が働いたのである。

第2は、共産主義が音をたてて崩れ出したことである。つまり一党独裁、計画経済の破綻である。

第3は、ゴルバチョフというユニークな人物が出たことである。彼は弁舌爽やか、無能といわれたブレジネフ、アンドロフ、切尔ネンコと続いた最高首脳3人が僅か3年間のうちに相

次いで死去、後を継いだゴルバチョフは若冠54歳、活動力も旺盛、一挙に言論、宗教、報道の自由化そして自由経済社会への改革を進めた。

ところでペレストロイカを掲げた6年間のソ連の現状はどうかというと、各地に民族闘争が発生、食糧の不足、インフレの進行、失業者の増加、まさに今のソ連は経済の面で3流国になり下っている。

いま、ソ連邦を構成する15の共和国がそれぞれ独立宣言を行い自主独立の途を進もうとしている。クレムリンでは官僚をはじめ軍部にも左右の権力闘争が台頭、湾岸戦争との収拾という内・外憂を抱え、彼一流の保身と合わせどう裁くか見物である。

戦後処理と米国の対応

湾岸危機の発生後のソ連の対イラク対応は一見西側寄りに見えるが、イラクとは同盟関係にありながら米国に対抗し得なかったのは、多くの国内問題を抱え成算が無かったからである。フセインの和平提案もこれを指導したソ連の内幕を見通していたブッシュは一貫して拒否の態度を崩さなかったが、結果的には大成功を収めた。

次に戦後処理の問題であるが、その糸口は国連の場で討議されようが、米国等西側主導で進められることは間違いないにせよ、米国はイラクの復興には手を貸さないとし、フセイン体制打倒の姿勢を変えていない。いずれにしても中東地域全体の秩序の確立にはアラブ対イスラエル間に介在するパレスチナの問題を避けることはできない。米国としてはソ連の影響力を抑止する狙いから敢て直接介入を避け、アラブ諸国の合意に委ねることにしていると述べ、さらにこのたびの湾岸戦争に参入した米国をはじめ多国籍軍の動員状況、特にドイツの対応を述べ、70%強の石油を中東に依存するわが国の無策をなじり、必ずやこのツケは大きなものとなろうと。

最後に講師は、わが国の政治、外交の拙劣さに触れ、湾岸危機発生以来、一部の平和、反戦

論者の行動はさておき、政府自体が危機意識の欠陥、外務省の対応のまずさに加え、国会の動き、どれを採っても讃められるものは何一つない。自衛隊機の派遣はともかくとして、公約した90億ドルの拠出さえしぶる有様は諸外国からは「経済優先の金儲け主義」と嘲笑されている事実。米国はわが国に対し口先だけではなく実効、つまりタイミングに合わせた支援措置を求めてきていた。しかるに一つも応じ得なかつたことは残念というほかはない。

「米国をはじめ多国籍軍の数10万は、戦場とした砂漠で血と汗を流しているのに、日本はふところ手をして“札”勘定をしている」とそれらの国々からの酷評が出ている。現に米国内ではわが国に対し反目から反日を増幅している事実を見逃してはならない。

ともかく政府、国会のしぐさは経済大国を自認するわが国の威信は丸つぶれである。湾岸戦争を契機にこれから世界情勢は激動をつづけ一段と厳しくなることが予測されるが、若しわが国ないし隣接国で有事発生の場合はどうなるか、自衛隊はどのような行動がとり得るのか、考えると全く心もとないものがある——と結んだ。



学生を対象とした就職(進学)希望等に関する意識調査

当連合会の労務資材委員会は、平成2年11月から平成3年1月にかけ、学生を対象に「就職(進学)希望等に関する意識調査」を実施し、このほどその結果を取りまとめた。調査結果は、別途報告書として小冊子にまとめてあるので、ここでは代表的な設問とその回答結果の概要を紹介することとした。

〔調査の目的〕

この調査は、建設産業界への就職の可能性を探ることに視点を当て、建設産業と密接な関係にある土木、建築、電気等の学科を現に学んでいる学生を対象に、その学科を選んだ理由、卒業後の進路、建設産業に対する職業観等を知り、今後これら学卒者の求人対策等に役立てようとするもので、(財)建設業振興基金の助成と関係教育機関の協力を得て実施したものである。

〔調査対象者等〕

建設産業界の若年者確保は理工系学卒者に限

ったものではないが、最近理工系学卒者であっても他業界に流れる傾向があることから、この調査においては埼玉県内にある大学、高校のうち土木(建設工学等を含む)、建築、電気、造園、設備の関係学科に限定し、大学にあっては3年生を、高校生にあっては2年生を対象とした。

埼玉県内には大学27校、高校207校を数えるが、関係学科に絞ったことから、結果的に対象校、対象者及び調査票の回収状況は次表のとおりとなった。

区分	在籍者数	調査票配布数A (依頼者数)	調査票回収数B (回答者数)	回収率	回答者の性別	
					男	女
大学 (国立1校、私立1校の6工学科)	548	548	393	71.7	378	15
高校 (県立15校の5学科)	1,635	1,560	1,486	95.3	1,433	53
計	2,183	2,108	1,879	89.1	1,811	68

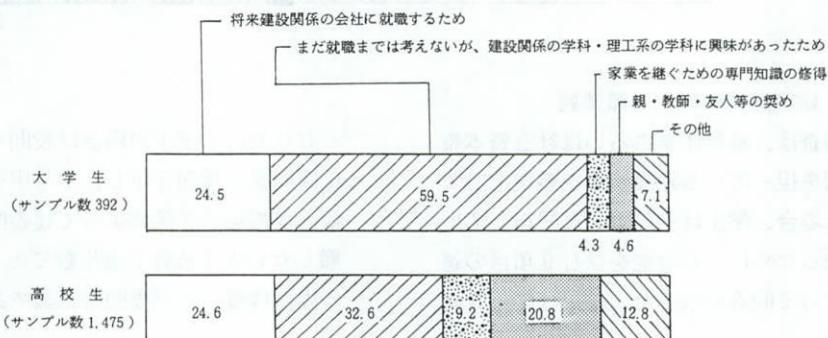
〔調査の結果〕

設問-1 学科選択の理由

この調査は、調査対象者が現に学んでいる学科を選んだ動機を知ろうとしたもので、その他を含む5項目の選択肢によって回答を求めた。この結果は図-1のとおりで、学科別

では大学、高校とも建築学科生に就職を前提とした学科選択の傾向が強く見られたが、全体的には就職そのものよりも、理工系学科への興味が優先している。

図-1 大学、高校生の学科選択の理由



設問－2 卒業後の進路選択の考え方

この調査は、卒業後の進路についてどのような考え方を持っているかの意識把握をねらいとしたもので、大学、高校ともそれぞれその他を含む7項目の選択肢により回答を求めた。この結果は図-2-1、2-2のとおりで、大学生にあっては建設関係学科を専攻している者であると同時に就職そのものが差し

迫った問題であることから、建設関係会社へ就職したいとする意識の者が過半数を占めている。しかし、高校生の場合は建設関係会社へ就職しようとする者は約4分の1に止まり他は大学、短大等への進学希望、あるいは「まだわからない」とする者で占められており、総じて就職意識は希薄である。

図-2-1 大学生の卒業後の進路意識

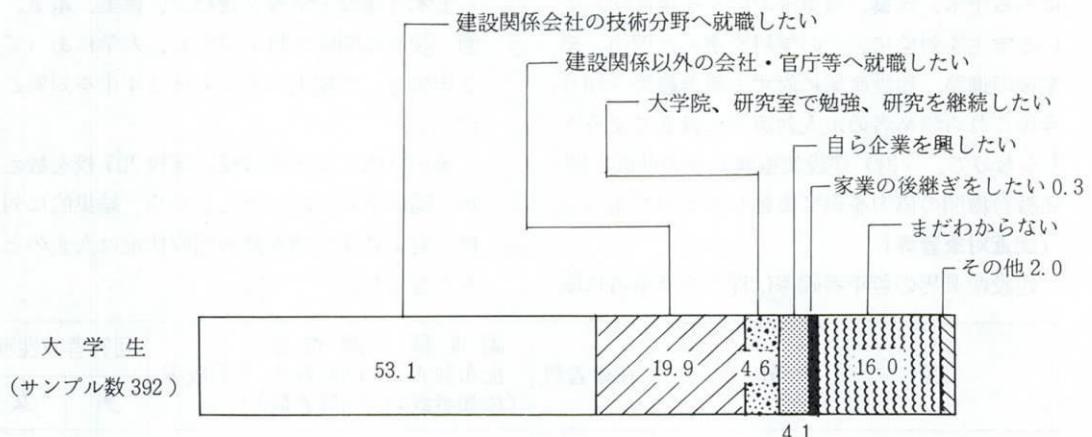
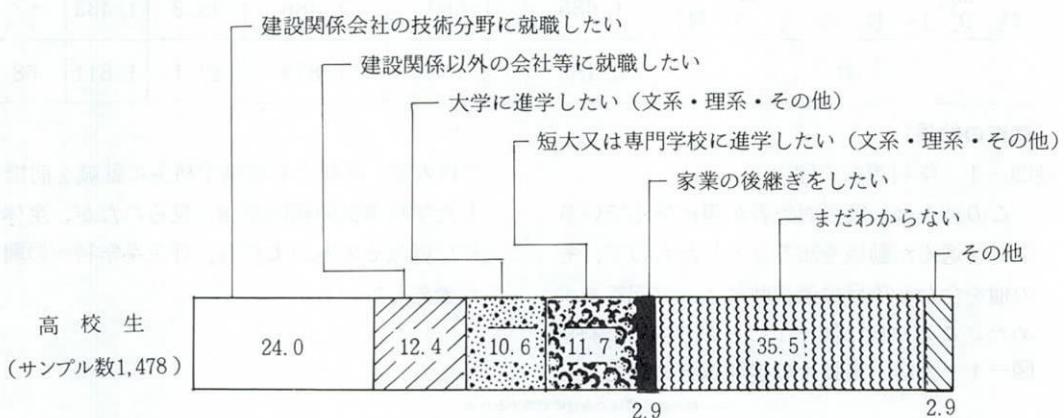


図-2-2 高校生の卒業後の進路意識

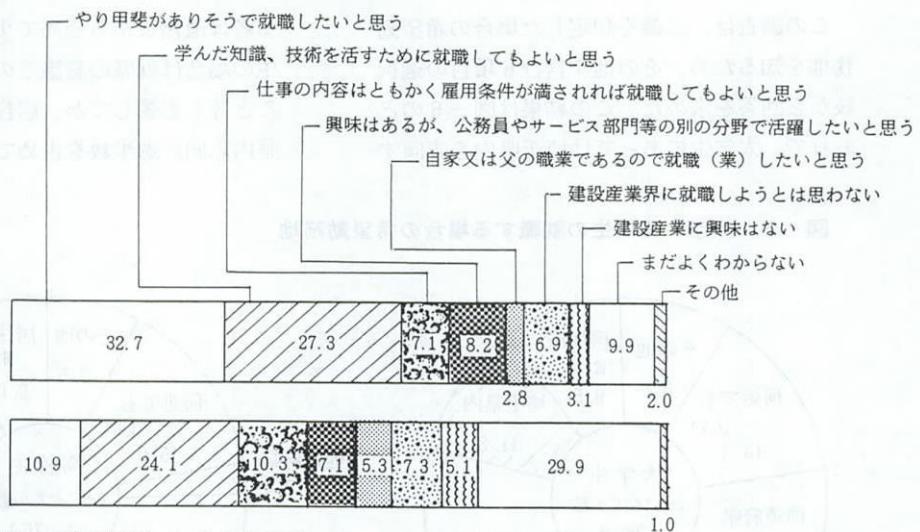


設問－3 建設産業に対する職業観

この調査は、基幹産業あるいは社会資本整備の役割を担っている建設産業を職業としてとらえた場合、学生はどのように認識しているかを知るために、その他を含む9項目の選択肢によって回答を求めた。結果は図-3の

とおりで、大学生の場合は設問-1及び2とほぼ同様の傾向を示し、やり甲斐、学んだ知識、技術を活す等によって建設関係会社へ就職したいとする者が過半数であるが、高校生の場合は概して消極的な認識である。

図-3 大学・高校生の建設産業に対する職業観

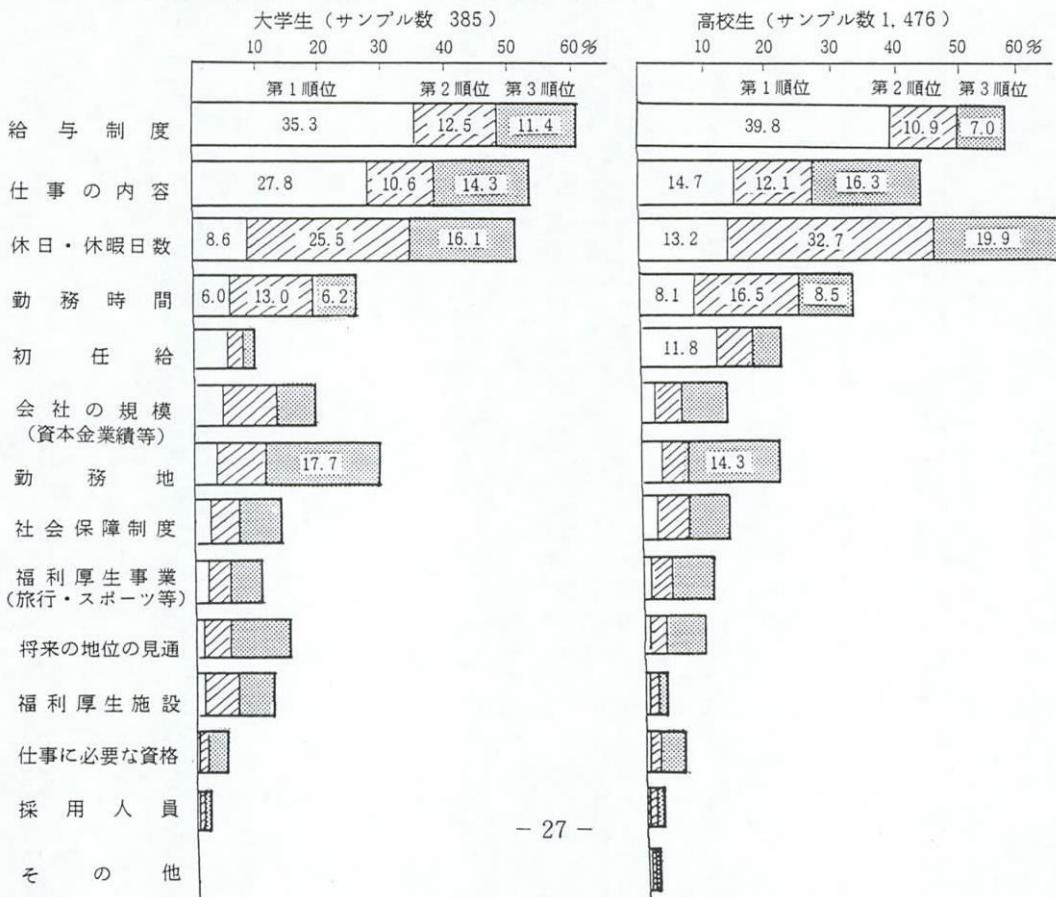


設問-4 建設関係会社に就職しようとする場合の関心事

この調査は、建設関係会社にもし就職しようとしたなら、待遇その他についてどのようなことに関心を持っているかを知るために、その他を含む14項目の選択肢から優先順に3

つの回答を求めた。この結果は図-4のとおりで、大学、高校生ともほぼ同様の回答で、最大の関心は給与制度であり、次いで仕事の内容、休日、休暇の日数、勤務時間の順となっており、3つの回答の合計では高校生は休日・休暇の日数が最も強い関心である。

図-4 建設関係会社に就職しようとする場合の関心事

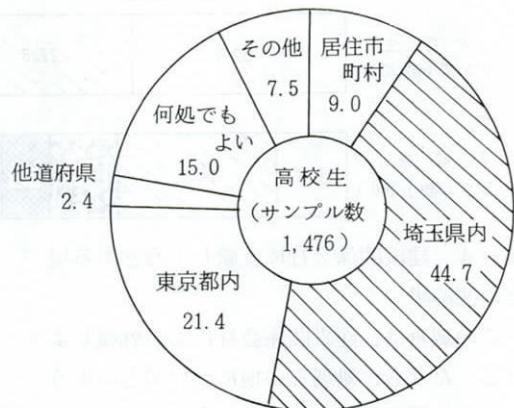
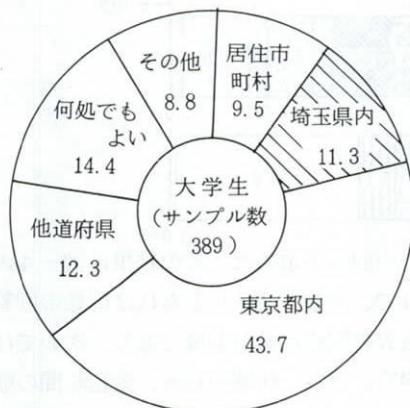


設問－5 就職する場合の勤務地

この調査は、就職を想定した場合の希望勤務地を知るため、その他を含む6項目の選択肢から回答を求めた。この結果は図－5のとおりで、大学生にあっては埼玉県内を志向す

る者は遺憾ながら極めて少数で、反面、高校生の場合は就職の意識そのものが希薄であること等も影響してか、居住市町村を含め埼玉県内志向が過半数を占めている。

図－5 大学・高校生の就職する場合の希望勤務地



理事会・委員会報告

広報委員会



1月24日、建産連会館1階特別会議室において広報委員会を開催、建産連ニュース第47号発行の経過報告及び第48号の記事の取扱いについて協議したのち、ポスター・絵画コンクール及び平成3年カレンダー作成後の処理経過について事務局報告を行ったうえ、平成3年における広報・啓発事業について意見交換を行った。

議事は、小山委員長所用で欠席のため高岡副委員長により議事を進めた。まず、事務局より建産連ニュース第47号発刊の経過報告について第48号（4月15日付）編集目論見を提示し、項目ごとに説明、意見並び要望等を求めた。委員側からは特に異論がなかったが、記事の取扱いで「会員団体に係る告知事項」等の併載の是非を問う発言があった。

このことについては、従来「建産連だより」の会員団体の動勢の欄で活用されてきた経過を述べ、内容によっては別枠単独記事として取扱う旨答え、その場合資料を添えて出稿願うことについて了解を求めた。また、建産連ニュース綴込用表紙版を作成し配布の要望も出した。これについては事務局でも予め検討した経緯を述べ、製作費との絡みもあり、さらに検討し、次の委員会に諮り結果により具体化することにしたい旨述べて了承を得た。なお、平成3年度

広報・啓発事業については、従来の事業は踏襲するとして、新規事業については、改めて次の委員会に提案を受けることにして散会した。

理事会



3月6日、建産連会館一階特別会議室において理事会を開催し、①平成3年度通常総会の日程②平成2年度一般・特別両会計の決算見込み③平成3年度同収支予算の編成方針④当面の実施事業を議題に、報告事項3件を加えて審議並びに質疑を交わした。

はじめに斎藤会長は、拡大長期化が懸念された中東湾岸の戦火も2週間足らずで終息をみたが、戦禍の後遺症は復興という難題を控えており、わが国経済を含めマクロ的には不透明である。幸い建設産業界は今のところ拡大基調は変わらないとするのが大方の見方であるとしたうえ、このほど建設省が策定した元・下関係合理化に対する「新指針」への対応、「時短」（法定労働時間短縮）の問題の2つをあげ、その取り組みが今後の課題と述べ、本席提出議題の審議を要請した。

議事の経過

①の平成3年度通常総会の日程は、6月3日開催とし、センター第1会議室及び3階大ホールで執り行うとして了承された。

②の平成2年度一般・特別両会計収支決算の見込みについては、現在値をもとに見込書をそれぞれ提示、内容は加藤常務理事より説明、各科

目ともに順当に執行されたものとしてその取り纏め方了承された。

③の平成3年度同収支予算の編成方針については、収入の部のうち通常会費は一部の団体によつては会員数割で多少の変動をみるもののが割とともに据え置く、支出の部では事業計画が前年度並みと見込み、多少の増加分は積立金の一部取り崩しをもつて充当することとし合計で収支の均衡を図った旨説明して了承された。

特別会計（センター管理運営）についてもポイント部分を説明、いずれも疑義なく了承が得られた。

④の当面の実施事業については、まず、本日午後2時から開催の講演会（講師杏林大教授田久保忠衛氏、演題は激動する国際情勢と日本）について説明して出席を要請、次いで年度内委員会開催（事業）の見通しを述べた。

続いて行われた「報告事項」では、①今年の新年賀詞交換会開催に伴う収支報告②このほど発表の建設省策定の「建設業における生産システム合理化指針」の説明（詳細は本誌本号別掲記事参照）③4月1日以降実施の「建設産業における労働時間短縮」（同じく本号告知板参照）についてそれぞれ資料を提示して理解を求めた。

以上で議事を終了、次回は5月9日とし総会事案一連の審議を要請することにした。

なお、席上県からの要請の公立学校施設整備期成同盟会に関連の行事案内等を配布、その趣旨に従つて協力を願うことにして散会した。

告知板

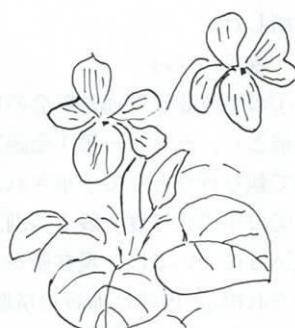
法定労働時間週46時間制へ 4月1日から移行

昭和62年、完全週休2日制の週40時間労働制に向けて法定労働時間を段階的に短縮すること等を内容とする労働基準法の抜本改正が行われ、昭和63年4月1日に施行されたが、政令による特例として、建設業の場合は常時300人以下の労働者を使用する事業（企業）又は事業所（大手の出先等）にあっては3年間の猶予期間（平成3年3月31日限）が設けられ、従前どおり週48時間とされた。

平成3年4月1日からは、上記の猶予期間が満了、週46時間制に移行することになった（平成5年4月1日からは全面的に週44時間制を採ることになる。）

なお、建設省では、4月1日から週46時間制になることを機会に「建設産業の労働時間短縮推進キャンペーン」を2～4月にわたり全国都道府県ごとに実施する一方、ポスター・リーフレットを作成、配布して労働時間短縮に伴うPRを展開することにしている。

このたびの法定労働時間短縮（週46時間制）は、今後（4月1日以降）基準賃金（日額）の算定の基礎にもなる。従つて賃金台帳にも反映することになるので、適正に対処することが必要となる。（W）



告知板

建築確認手数料、建築士免許手数料等の改正について

関係業法施行令等の一部改正により標記の手数料等が下記のとおり改訂、4月1日受付のものから施行されます。

改正の内容

(1) 建築基準法施行令関係

① 建築物に関する確認手数料

床面積の合計	改定前	改定後
30 m ² 以内のもの	6,000円	7,000円
30 m ² を超え、100 m ² 以内のもの	8,000円	10,000円
100 m ² を超え、200 m ² 以内のもの	12,000円	14,000円
200 m ² を超え、500 m ² 以内のもの	17,000円	20,000円
500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	35,000円	42,000円
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	52,000円	63,000円
2,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	150,000円	180,000円
10,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内のもの	250,000円	300,000円
50,000 m ² を超えるもの	490,000円	590,000円

② 建築設備及び工作物に関する確認申請手数料

区分	改定前	改定後
電動ダムウェーター以外の建築設備	12,000円	14,000円
電動ダムウェーター	6,000円	7,000円
工作物	10,000円	現行どおり

(2) 建築士法施行令手数料関係

① 二級建築士及び木造建築士の免許手数料

改定前	改定後
12,000円	15,000円

② 一級建築士、二級建築士及び木造建築士の受験手数料

区分	改定前	改定後
一級建築士	10,100円	12,700円
二級建築士及び木造建築士※	10,000円	12,700円

※各都道府県規則で、この枠内で金額を定めることが必要

③ 一級建築士事務所、二級建築士事務所及び木造建築士事務所の登録手数料

区分	改定前	改定後
一級建築士事務所	10,000円	13,000円
二級建築士事務所及び木造建築士事務所	7,000円	9,000円

西善寺のコミネカエデ

天然記念物の紹介 (その4)

皆谷のサカキ

— 県指定天然記念物 —

昭和26年3月31日指定

秩父郡東秩父村皆谷 76-1



このサカキは、県道熊谷小川秩父線の東の丘、関口氏の宅地内にある。サカキは関東から沖縄および台湾、中国大陆の暖帯から亜熱帯に分布し山林中に自生する。わが国では神社の庭などに植栽している。一年中葉を青々と茂らせるという意味で栄樹（さかき）と呼ばれ、縁起をかつぎ古来枝葉を神事に使っている。指定のサカキは本県としても大木の類に属し、幹回り1.2m、根回り1.7m、樹高10m、枝張り8mにおよび樹勢も盛んである。

材は建築、器具の小細工物に用いられる。

— 県指定天然記念物 —

昭和25年3月30日指定

秩父郡横瀬町横瀬の西善寺境内



このコミネカエデは、横瀬町の西善寺本堂前庭にあって、幹回り2.8m、樹高8m、根元の回り3m、枝張りは東西12m、南北10m、地上1.5mで幹が2つに分かれ笠状に茂っている。樹齢600年と推定されている。

コミネカエデは、本州、四国、九州に分布する落葉低木ないし高木、葉は長さ5~9cmで裏面、とくに脈えきに赤褐色の毛がある。秋の紅葉が美しい。元来この木は高い山地生なので、平地にこのような巨木が見られるのは珍しい。

満蔵寺のお葉付イチョウ

— 県指定天然記念物 —

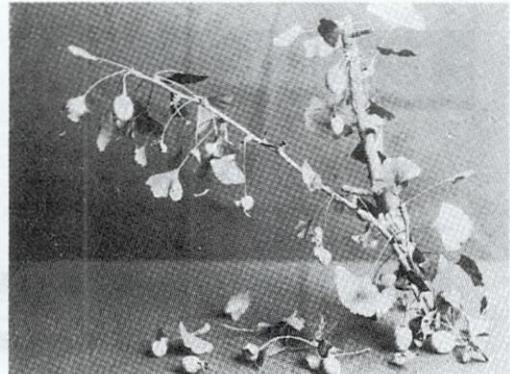
昭和29年10月23日指定

春日部市豊春新方袋の満蔵寺境内

イチョウは、樹形と独特の葉形が好まれ街路樹としてよく見かけることができる。ここに標記したイチョウは満蔵寺本堂前にあって、葉の上に結実する点で稀少価値とされる。枝が水平に出てその先に葉が群生することも特徴である。幹回り3m、樹高28mで枝は15m四方に張って

おり、樹齢はおよそ250年といわれている。

この木は昭和23年12月に国指定を受けたが、その後解除されたものの、埼玉県にとっては類例を見ない種類として昭和29年10月、再び県指定天然記念物として現在に至っている。



定期刊行物

月刊 建設物価

●積算・調達・労務・管理担当者の必携資料

資材の調達・購入・審査や、工事の積算・施工・予定価格の算定などに欠くことのできない有益な資料として、各官公庁はもとより建設業界、民間企業において最も信頼をうけ、広く購読利用されています。

■B5判／約840頁 定価3,300円／丁別
※年間購読料33,360円／丁共
(臨時増刊号年2回・ニュース速報月3回サービス)

月刊 建設統計月報

●建設市場の動きをすばやくキャッチ

建設省の編集による月報で、調査統計の結果を取りまとめた唯一の公表資料です。

建設関連統計、統計解説、建設経済分析研究報告などの記事も掲載。官公庁の行政、民間の事業経営の実務の重責を担う方々に必須の資料。

■B5判／約200頁 定価980円／丁別
※年間購読料11,100円／丁共

●お申し込み・お問い合わせは下記へ●

財団法人 建設物価調査会

〒103 東京都中央区日本橋小伝馬町13番4号(共同ビル)
電話 (03) 3663-8761代 郵便振替 東京1 71833

専門図書

※定価はすべて税込みです。

平成3年度版 建設省土木工事積算基準

■B5判/690頁 ●定価6,700円/送料450円

平成2年度版 土木工事積算基準マニュアル

■B5判/900頁 ●定価8,300円/送料500円

増補改訂27版 建設工事標準歩掛

■B5判/1,090頁 ●定価9,900円/送料600円

平成2年度版 土木工事積算標準単価

■B5判/550頁 ●定価4,300円/送料350円

新刊 土木施工の実際と解説

■A4判/350頁 ●定価8,800円/送料500円

新刊 土木新工法の積算実例

■B5判/900頁 ●定価18,000円/送料600円

新刊 下水道工事積算の実際

■B5判/380頁 ●定価4,700円/送料400円

建産連だより

——会員団体の動静——

前払制度の推進・開拓にご協力を

東日本建設業保証㈱埼玉営業所

平素は、前払金保証制度をご利用いただきまして厚く御礼申し上げます。

ご高承のとおり、前払金は工事の早期着工と円滑な施工に活用され建設企業の健全な発展のため寄与しているところでございます。

さて、平成2年度の埼玉県内92市町村における前払制度の採用状況は、43箇所（20市19町4村）で、他県と比較し著しく低いのが実情です。

当社をいたしましても、制度普及のため、未採用市町村へ種々お願いをしておりますが、何と申しましても一義的には、受注者から発注機関への積極的な要望が大きな要素となっております。

つきましては、管内市町村に対して「前払制度を採用するよう陳情したい」等の意向がありましたら当社へご一報下さい。関係資料を取り揃え協力させていただきます。

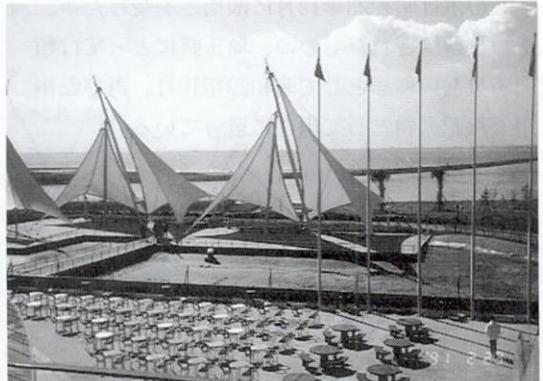
今後とも制度の推進・開拓にご支援、ご協力をお願いいたします。

葛西臨海公園を訪ねて

㈲ 埼玉県造園業協会

平成3年2月23日(土)東京都葛西臨海公園に研修見学会を催した。参加者30数名。

昭和30年代の高度成長を機として、東京湾周辺全域にわたる海面埋立てが行なわれ、臨海工場の進出、港の拡張等が続けられ、海はこれら廃液、汚水等によって汚染され、人達は自然とのふれあいの場を失ってしまった。



かつて東京の海は、のりや魚介を供給する場、水浴や釣りなど自然とのふれあいの場、生活物資を運ぶ港として役割を果してきた。

このような背景のなかで、東京都はいかにしたら計画的に自然を保全し、都民が自然とふれあいながらスポーツレクリエイションが楽しめる場とし解放することが出来るか検討がなされ、昭和46年「東京都海上公園構想」が作製された。

構想の考えとしては葛西沖から羽田沖までの海面全域にわたり一体的な構想のもとですすめられ、その一つとして葛西臨海公園が位置づけられたものである。

葛西臨海公園は、江戸川区の南端、荒川区と旧江戸川との河口に広がる「三枚州」の干潟を含む水域で、都心から10km圏に位置する面積442.5haの広域公園として計画決定なされたものである。

このうち、陸域に近い部分107.2haの海域も都市計画公園に含まれ、東・西なぎさ地区に分られ、東なぎさ部分は自然の保全エリヤとし立ち入り制限をなし、自然の回復地域西なぎさ部分には自然とのふれあいの場として親水地区とされ、8haは水族園として東洋一を誇る水族館と一般公園芝生広場等の施設があり平成元年6月411.7haの公園が開設された都心に近い立派な公園となっている。

(写真は葛西臨海公園のひとこま)

**高所作業車等の運転には
資格が必要となる**

建設業労働災害防止協会埼玉県支部

平成2年10月1日に労働安全衛生法施行令その他関係法令が改正施行されました。

この改正で不整地運搬車、コンクリートポン

プ車、ブレーカ、高所作業車及びボーリングマシンについて、使用上の基準など新に定めるとともに床上操作式クレーン及び小型移動式クレーン（1トン以上5トン未満）を就業制限の対象とされました。以下その概要をお知らせ致しますので詳細は建災防事務局にお問合せ下さい。（048～862～2542）

対象機械		不整地運搬車	ポコンクリート車両	ブレーカ	さ(高所作業車)業作業上(高車)	マボーリシング	ク床レ操作式	ク小型移動式	充たてイんヤ作空業気
規制内容	関係条文								
機械等貸与者等の措置 (注1)	安衛令第10条	○	○	○	○	—	—	従来から規制あり	—
構造規格 (注2)	安衛令第13条	○	○	○	○	—	従来から規制あり	同上	—
定期自主検査 (注3)	安衛令第15条第1項	○	○	○	○	—	同上	同上	—
特定自主検査 (注4)	安衛令第15条第2項	○	○	○	○	—	—	—	—
就業制限 (注5)	安衛令第20条	最大積載量1t以上 ○	—	機体重量3t以上 ○	作業床の高さ10m以上 ○	—	つり上げ荷重5t以上 ○	つり上げ荷重1t以上5t未満 ○	—
特別教育 (注6)	安衛則第36条	同上 1t未満 ○	○	同上 3t未満 ○	同上 10m未満 ○	○	同上 5t未満 ○	同上 1t未満 ○	○
その他の規制		○	○	○	○	○	従来から規制あり	従来から規制あり	○

(注1) 機械等貸与者の措置

リース業者等は、貸与する時はあらかじめ点検、整備等を行うこと。

(注2) 構造規格

労働大臣が定める規格を具備しなければ、譲渡、貸与又は設置をしてはならないこと。

(注3) 定期自主検査

1か月及び1年（不整地運搬車については2年）以内ごとに、定期に、主要構造や機能について検査をし、その記録を保存すること。

(注4) 特定自主検査

1年（不整地運搬車については2年）以内ごとの定期自主検査については、一定の資格を有

する者に行わせること。

(注5) 就業制限

免許又は技能講習を修了した者でなければ、その運転の業務に就けないこと。

(注6) 特別教育

当該機械の運転の業務に労働者を就かせるときは、安全又は衛生の特別の教育を行うこと。

各種技能特例講習実施機関の指定状況

(平成3年2月18日現在)

1. 小型移動式クレーン運転技能特例講習

- ① (社) ボイラ・クレーン安全協会埼玉事務所(大宮市土手町1の2 ☎ 048-643-1543)
- ② (財) 日本産業技能教習協会(熊谷市三尻新山3858-1 ☎ 0485-32-5781)
- ③ (財) 江南クレーン技能教習所(大里郡江南町三本2110 ☎ 0485-36-1611)
- ④ (社) 日本クレーン協会埼玉支部(浦和市高砂3-10-4 ☎ 048-864-6006)
- ⑤ 小松メック㈱車両教習センター(川越市南台1-9 ☎ 0492-43-1118)
- ⑥ 新キャタピラー三菱㈱秩父教習所(秩父市大字山田字芳の沢2848 ☎ 0494-24-7311)
- ⑦ 日立建機㈱東部教習所(草加市弁天町字宮沼216-3 ☎ 0489-31-0121)
- ⑧ 建設業労働災害防止協会埼玉県支部(浦和市鹿手袋4-1-7 ☎ 048-862-2542)

2. 床上操作式クレーン運転技能特例講習

- ① (社) ボイラ・クレーン安全協会埼玉事務所(大宮市土手町1の2 ☎ 048-643-1543)
- ② (財) 江南クレーン技能教習所(大里郡江南町三本2110 ☎ 0485-36-1611)
- ③ (社) 日本クレーン協会埼玉支部(浦和市高砂3-10-4 ☎ 048-864-6006)

3. 高所作業車運転技能特例講習

- ① 愛知車輛㈱技術研修センター(上尾市領家1152 ☎ 048-725-4441)
- ② 建設業労働災害防止協会埼玉県支部(浦和市鹿手袋4-1-7 ☎ 048-862-2542)

4. 不整地運搬車運転技能特例講習

- ① 小松メック㈱車両教習センター(川越市南台1-9 ☎ 0492-43-1118)
- ② 新キャタピラー三菱㈱秩父教習所(秩父市大字山田字芳の沢2848 ☎ 0494-24-7311)

技能士検定講習会開催

埼玉県建設大工事業協会

平成3年も相変わらず若年層の雇入れは低迷して居ります。そんな中で埼玉県建設大工事業協会では会員が協力し特に次代を担う若年層を中心に積極的に自己の技能向上のために技能士の資格を取得すべく講習会を開催しました。当

協会員をはじめ、他団体にも呼びかけて盛大な中に終了しました。(写真・講習会風景)

実技講習

日時 平成3年1月29日～30日

場所 埼玉県立中央高等技術専門校体育馆

学科講習

日時 平成3年2月11日（祭）8.30～6.30

場所 労働会館

試験日

実技 2月6日 学科 2月17日



「6月3日測量の日」
関連行事について

(社)埼玉県測量設計業協会

昨年以来、建設省の主唱により、測量の意義・重要性に対する国民の理解と関心を一層高めることを目的とした「測量の日」を創設し、この日を中心各種行事・広報活動等を全国的に展開しております。関東地区も関東地方測量部、関東地方建設局及び地方公共団体並びに各都県測協が参加して「測量の日」関東地区連絡会を発足し、国土建設事業の基礎となる測量・地図の意義・重要性を広く一般に訴え、その理解と関心を高めるための運動を展開しています。当協会も6月3日「測量の日」を中心に次の行事を予定しています。

1. 測量の日記念ソフトボール大会
2. 広報活動
 - (1) 新聞によるPR
 - (2) ポスター・パンフレット・ステッカー
・テレホンカード・立体地図の配布

3. 講演会等

日時 6月4日（火）

場所 建産連大ホール

4. 「測量の日」記念チャリティーゴルフ大会

日時 6月5日（水）

場所 高麗川カントリークラブ

平成3年二級・木造建築士試験
について

(社)埼玉建築士会

1. 試験等の実施日程

○受験申込書の配布

4月8日（月）～4月19日（金）（土・日は除く）

○配布場所

埼玉建産連会館センター第2会議室

○受験申込書の受付

4月15日（月）～4月19日（金）

埼玉建産連会館センター大ホール

○学科の試験 7月7日（日）

○学科の合格発表 8月30日（金）頃

○設計製図の試験 9月15日（日）

○合格発表 11月29日（金）頃

2. 問い合わせ

(社)埼玉建築士会

浦和市鹿手袋4-1-7

TEL 048-861-8221

＜注＞ 受験申込書の受付（4月15日～4月19日）会場での駐車は困難です。交通機関をご利用ください。

'91新年交歓会を開催

埼玉県鉄構業協同組合

1月23日に、浦和平安閣にて埼玉県鉄構業協同組合新年交歓会を開催致しましたが、誠に盛会であります。当日は、組合員110社、協力会員20社及び工場認定審査委員の諸先生にもご参会頂きました。

又、上部団体・(社)全国鉄構工業連合会の全国鉄構連推進議員連盟の松永光先生、福永信彦先生、山口敏夫先生令夫人、加藤卓二先生秘書役及び三ツ林弥太郎先生秘書役にもご来臨の栄を賜り、それぞれご祝辞を頂戴致しました。

新年に当り、埼玉県鉄構業協同組合員が一堂に会し、決意を新たにして結束を強固に、相互信頼と理解を深め、組合信条であります信頼さ

れる鉄骨製作に一層の精進努力を重ねる所存であります。

関係各位におかれましては、何卒倍旧のご指導とご支援を賜りますよう、心よりお願ひ申し上げます。



—全国建産連だより—

理事会・評議員会合同会議開かれる

全国建産連の恒例行事ともなった理事、評議員が一同に会する合同会議が、平成3年1月21日、東京霞ヶ関ビル33階の東海大学校友会館を会場に、正午からの正副会長会議の後午後2時から開催された。当日は理事15名、評議員37名のほか、随行の各府県建産連専務理事等35名が出席し、また建設省側から鈴木建設経済局長等が来賓として出席された。

会議は、斎藤会長の趣旨説明を含む挨拶に引き続き、建設省の鈴木建設経済局長から平成3年度政府公共事業予算の要求状況、業行政の姿勢と建設産業界が担うべき役割の重要性等を内容とした挨拶があり、次いで根本建設業構造改善対策官から、近く建設業団体等に通達が予定された「建設産業における生産システム合理化指針」について基調講演が行われた。

この後協議事項の審議に移り、まずその1は、平成3年秋に予定する府県建産連会長会議の開催日程について協議し、会場となる宮城県建産連の提案どおり10月8日(火)午後3時から

夕方にかけ、仙台市青葉区中央一丁目、ホテル・メトロポリタン仙台を会場に開催することに決定した。次いでその2は、福岡県建産連の全国建産連への加入を議題とし、申込みとのおり平成3年4月1日からその加入を満場一致で承認することに決定した。

なお、全国建産連は福岡県建産連の加入により平成3年度から加盟32団体を数えることになるが、さらに組織拡大に向け一層の努力展開を行うことを申し合せた。

以上の協議終了後、事務局から平成2年度の中間事業報告を行い、また、総会日程の予告として、平成3年度通常総会を平成3年6月7日(時間未定)に、霞ヶ関ビルの同会場で開催したい旨を説明し、協力を求めた。

さらにこの後、経済評論家廣瀬嘉夫氏による「これからの経済・景気動向と企業の課題」と題した、約1時間半にわたった特別講演を聴講して散会した。

連合会日誌

- 1月21日 (社)全国建設産業団体連合会正副会長会議、理事会・評議員会合同会議
霞ヶ関ビル東海大学校友会館において、建設省根本構造改善対策官から建設産業における生産システム合理化指針の聴講、平成3年度会長会議等日程、福岡県建産連の入会、平成2年度事業経過中間報告等について審議。議事終了後、経済評論家広瀬嘉夫氏の講演会に正福会長等出席。
- 1月23日 広報委員会
建産連ニュース第47号の発行について、第48号の編纂について、ポスター・絵画コンクール、平成3年カレンダーの処理経過、平成3年度広報・啓発事業の構想等について協議。
- 1月28日 「就職（進学）希望等に関する意識調査」アンケート用紙回収のため東洋大学工学部へ加藤常務理事、森係長訪問。
埼玉建設労働者研修福祉センターに係る固定資産税等の減免申請提出方依頼のため埼玉県勤労者福祉事業財団へ榎本所長訪問。
- 1月30日 埼玉県環境部水質保全課による水質保全研修会に榎本所長出席。
- 1月31日 「就職（進学）希望等に関する意識調査」結果報告書作成について（財）建設業振興基金、（社）全国建設産業団体連合会との協議に長島専務理事、加藤常務理事、森係長出席。
- 2月 1日 さいたま新都心建設促進協議会（仮称）の設立発起人会準備のため石原埼玉県新都心副局長来所。
- 2月14日 前（社）埼玉県建設業協会常務理事大久保実三氏葬儀に加藤常務理事出席。
- 2月15日 （社）全国建設産業団体連合会平成3年度事業推進、組織・充実強化等の活動費等の助成方を要請するため建設省へ斎藤会長が訪問。
- 2月18日 （社）全国建設産業団体連合会広報委員会幹事会
(財)建設業振興基金議室において（社）全国建産連PR紙「建産連」の作成等について協議。加藤常務理事出席。
(財)埼玉県勤労者福祉事業財団の勤労者福祉施設事業担当者会議に榎本所長出席。
建産連会館構内の漏水防止のため県南水道による掘削修繕工事を実施。
- 2月21日 さいたま新都心推進協議会設立発起人会に斎藤会長出席。
建設省主催による建設産業の労働時間短縮推進会議（全国大会）に加藤常務理事出席。
- 2月22日 埼玉県電気工事工業組合創立40周年記念式典に斎藤会長出席。
- 2月26日 見 學 会
経営合理化委員会事業の一環として大林組技術研究所（清瀬市）の先進技術施設見学を行った。経営合理化委員会委員外16名参加。
- 2月28日 建産連設立促進のため秋田県へ斎藤会長訪問。
- 3月 6日 正副会長会議
正副会長において理事会付議事項について事前協議。

理 事 会

平成3年度通常総会日程、平成2年度一般・特別両会計決算見込み、平成3年度一般・特別両会計予算編成方針について、新年賀詞交換会経費精算、当面の実施事業等について協議。

講 演 会

演 題 「激動する国際情勢と日本」

於 建産連会館センター3階大ホール 聴講者 71名

講 師 杏林大学教授 田久保 忠 衛 氏

○ 3月8日 建設業経営講習会

「人手不足解消の人事・管理戦略」

(社)埼玉県建設業協会並びに東日本建設業保証(株)埼玉営業所との共催。

後援:埼玉県 於:建産連会館センター3階大ホール

講師: (有)シスコン 受講者: 63人

代表取締役 清水良章 先生

○ 3月25日 防 災 訓 練

埼玉建産連会館及び埼玉建設労働者研修福祉センターの火災通報訓練、消防計画・消防器材の配置状況の説明、防災映画上映等の防災訓練を浦和西消防署の応援により実施した。

○ 3月30日 (社)全国建設産業団体連合会新任事務局長との面談に斎藤会長出席。

○ 4月9日 (社)全国建設産業団体連合会石井専務理事が小野新事務局長と来所。

○ 4月11日 (社)全国建設産業団体連合会正副会長会議

霞ヶ関ビル東海大学校友会館において、平成3年度事業計画(案)・収支予算(案)、当面の事業等について協議。斎藤会長、加藤常務理事出席。

社団法人埼玉県建設産業団体連合会会員名簿（順序不同）

(平成3年4月1日現在)

構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号
(社)埼玉県建設業協会	会長 島村 治作	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(861)5111
(社)埼玉県電業協会	会長 岡村 喜一	"	"	048(864)0385
(社)埼玉県造園業協会	会長 松本 孔志	"	"	048(864)6921
東日本建設業保証(株)埼玉営業所	所長 鈴木 武信	"	"	048(861)8885
埼玉県鉄構業協同組合	理事長 渡辺 健市	"	"	048(866)1775
埼玉県電気工事工業組合	理事長 末山 清	大宮市宮原町1-39	330	048(663)0242
(社)埼玉県空調衛生設備協会	会長 今泉 康次	与野市下落合4-14-11	338	048(855)4111
(社)日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 横本 義男	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(866)4381
埼玉県建設大工事業協会	会長 渡辺 昭一	"	"	048(862)9258
(社)埼玉建築士会	会長 小川 清	"	"	048(861)8221
(社)埼玉建築士事務所協会	会長 岩堀徳太郎	"	"	048(864)9313
(社)埼玉建築設計監理協会	会長 松江 広元	"	"	048(861)2304
(社)埼玉県測量設計業協会	会長 小山 正夫	"	"	048(866)1773
(社)埼玉県宅地建物取引業協会	会長 滝沢 豊	"	"	048(866)4061
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長 清水 茂三	"	"	048(862)2542
埼玉県道路舗装協会	会長 松本喜八郎	"	"	048(861)9971
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 日下 錆二	上尾市本町1-5-20	362	048(773)8171
埼玉県コンクリート圧送事業協同組合	理事長 松野 俊弘	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(866)4311
埼玉県砂利協同組合連合会	会長 小林 勘市	熊谷市赤城町2-88	360	0485(22)0333
埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 沢田 広	大宮市三橋2-402	331	048(644)7417
埼玉県道路標識表示業協会	会長 深井 進	浦和市高砂3-17-21	336	048(838)8162
(財)埼玉県建築住宅安全協会	理事長 安藤 晃	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(865)0391
埼玉県内装仕上工事業協同組合	理事長 長本 昌夫	鳩ヶ谷市本町3-34-8	334	0482(83)0611
埼玉県総合建設業協同組合	理事長 神戸 清二	浦和市鹿手袋4-1-7	336	048(864)2811
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 清水 茂三	"	"	048(864)9731
埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 斎藤 裕	"	"	048(866)4331
(社)全国電話設備協会埼玉県支部	支部長 横田 充穂	大宮市浅間町1-4-4	330	048(642)5771
埼玉県地質調査業協会	会長 田貝 博	浦和市別所3-32-1	336	048(862)8221
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 田中 瑞穂	浦和市南浦和3-17-5	"	048(882)7993
埼玉県外構施設業協会	会長 清水 義夫	熊谷市問屋町4-3-2	360	0485(25)2111
埼玉県設備設計協会	会長 金子 正喜	浦和市高砂3-10-4	336	048(864)1429

建産連ニュース 第48号

平成3年4月15日発行

発行

埼玉県建設産業団体連合会

企画・編集 広報委員会

〒336 油和市鹿手袋4丁目1番7号

電話 048-866-4301

印刷

東京都北区東田端2-4-4

みづほ企業株式会社

『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきま
すようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、こ
の条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属しま
す。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況
とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害につ
いても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可
無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記
の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月